2026年11月20日

各　位

会社名　株式会社海帆
代表者名　代表取締役　守田　直貴
（コード番号：3133　東証グロース）
問合せ先　管理本部長　羽二生　博志
（ＴＥＬ．０５２－５８６－２６６６）

第三者割当による新株式（金銭出資及び現物出資（デット・エクイティ・スワップ））及び第10回新株予約権の発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社の異動並びに第８回及び第９回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年12月14日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の承認決議が得られることを条件として、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第10回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。)の発行を行うこと（以下、本新株式及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

本第三者割当については、大規模な希薄化（25%超）を伴う第三者割当に該当することから、その必要性及び相当性について、株主の皆様の意思確認をさせていただく手続として本臨時株主総会において、本第三者割当の承認（特別決議）を得ることを条件としております。

なお、本第三者割当による本新株式の発行に係る払込みの一部については、金銭債権の出資（デット・エクイティ・スワップ、以下「ＤＥＳ」といいます。）の方法により行うこととします。また、本新株式の発行に伴い、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社の変更が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

また、本日開催の取締役会において、当社が2025年６月10日に発行した第８回新株予約権及び2026年３月９日に発行した第９回新株予約権について、2026年12月14日付で残存する未行使分の全部を取得し、同日付で取得した当該新株予約権の全部を消却することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

Ⅰ．本第三者割当について

１．募集の概要

＜本新株式の募集の概要＞

（１）払込期日	2026年12月15日

（２）発行新株式数	67,246,600 株
（３）発行価額	１株につき 15 円
（４）調達資金の額	1,008,699,000 円
（５）募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 abc 株式会社　41,600,000 株 株式会社イメージワン　8,980,000 株 Seacastle Singapore Pte. Ltd　16,666,600 株
（６）その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。 2026 年 12 月 14 日開催予定の当社臨時株主総会において募集株式及び新株予約権の発行に係る議案の承認が得られることを条件とする。

注：なお、発行価額の一部(758,700,000 円)を金銭以外の財産である金銭債権の現物出資（発行価額：758,700,000 円）による方法（デット・エクイティ・スワップ（以下「ＤＥＳ」といいます。））で実施するものであります。

＜本新株予約権の募集の概要＞

（１）割当日	2026 年 12 月 15 日
（２）新株予約権の総数	1,399,999 個（１個につき 100 株）
（３）発行価額	総額 44,799,968 円 （新株予約権１個につき金 32 円）
（４）当該発行による潜在株式数	139,999,900 株
（５）資金調達の額	2,144,798,468 円 （内訳） 本新株予約権発行分　44,799,968 円 本新株予約権行使分　2,099,998,500 円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（１）調達する資金の額」をご参照ください。
（６）行使価額	１株につき 15 円
（７）行使期間	2026 年 12 月 15 日から 2029 年 12 月 14 日まで
（８）割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法によります。 Seacastle Singapore Pte. Ltd　466,666 個 KANDB INVESTMENT L.L.C　933,333 個
（９）その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。 2026 年 12 月 14 日開催予定の当社臨時株主総会において募集株式及び新株予約権の発行に係る議案の承認が得られることを条件とする。

２．募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、2003 年の設立以来、居酒屋を中心とした飲食店舗の企画開発及び運営を行ってまいりました。その後、事業環境の変化への対応と収益基盤の多様化を図るため、再生可能エネルギー事業及びメディカル事業に参入し、飲食事業と併せて当社グループの事業基盤の構築に取り組んでおります。しかしながら、当社グループの業績は、2026 年３月期に

おいて売上高 3,152 百万円、営業損失 1,438 百万円、経常損失 1,591 百万円となり、減損損失の計上等により、親会社株主に帰属する当期純損失 5,135 百万円を計上いたしました。また、同連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは 1,104 百万円のマイナスとなっており、事業活動を通じて必要な資金を安定的に確保するには至っておりません。

直近の 2027 年３月期第２四半期連結累計期間においては、売上高 793 百万円、営業損失 1,191 百万円、経常損失 1,286 百万円及び親会社株主に帰属する中間純損失 1,330 百万円を計上しております。また、2026 年９月 30 日現在の現金及び預金残高は 411 百万円となり、2026 年３月 31 日現在の 472 百万円から 60 百万円減少しております。損失の計上が継続する中、事業運営に必要な支払及び既存債務の返済に対応しながら、手元資金を安定的に確保することが課題となっております。

当社グループは、飲食事業における仕入代金、人件費及び地代家賃等の日常的な支払に加え、社債の償還、既存借入金の返済及び未払費用の精算に対応する必要があります。上記の現金及び預金残高はグループ全体の残高であり、その全額を既存債務の返済等に充当した場合、各事業の運営に必要な資金の確保に支障が生じる可能性があります。また、現状では事業活動を通じて必要な資金を安定的に確保するには至っておらず、収益改善の効果が現れるまでの間も、事業継続に必要な支払は発生いたします。このため、手元資金及び既存事業から得られる資金のみで、これらの資金需要に対応することは困難であり、資金調達を早期に実施する必要があると判断しております。

そこで、本第三者割当において、ＤＥＳによる既存債務の株式化を通じて返済に伴う資金流出を抑制するとともに、金銭出資による新株式の発行により現金を確保し、当面の支払への対応及び財務基盤の改善を図ります。さらに、本新株予約権の発行及び行使による調達資金を、運転資金、借入金返済及び未払費用精算等に充当することで、資金繰りの安定化を図ってまいります。なお、本新株予約権の行使による資金調達は、その時期及び金額が確定していないため、発行時に確保する資金と将来の行使による資金を区分し、支払の優先順位及び行使状況を踏まえた資金繰り管理を行ってまいります。

また、当社グループは、事業赤字を背景とした資金繰りの悪化により、2025 年 10 月納付分から社会保険料の一部について納付期限までに納付できない状況が生じております。2026 年９月 30 日現在の滞納額は 44.5 百万円（対象会社：株式会社海帆、対象期間：2026 年２月分から 2026 年８月分まで）であり、このほか延滞金 0.795 百万円が発生しております。その後、0.285 百万円を納付した結果、本日現在の滞納残高は 49.6 百万円、延滞金は 0.795 百万円となっております。

当該滞納については、現在、所管の年金事務所等との間で分割の協議を行っており、この分割協議が確定次第、納付計画に基づき対応してまいります。支払いの為の原資は本資金調達における資金使途③未払費用精算資金にて計上しております。

こうした損失の継続等を背景として、2027 年３月期第１四半期連結財務諸表には継続企業の前提に関する重要な不確実性が記載されております。また、2026 年３月期の連結財務諸表及び財務諸表に対する監査意見が意見不表明となっていることに加え、当該第１四半期連結財務諸表に対するプログレス監査法人による期中レビューにおいても結論不表明となっております。さらに、2027 年３月期中間連結財務諸表に対する同監査法人の期中レビ

ューにおいては、資金の逼迫及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が継続し、継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することの適切性について結論の表明の基礎となる証拠を入手できなかったことを理由として、結論不表明とされております。当社としては、これらの状況を踏まえ、事業継続を支える資金調達及び財務基盤の改善について、具体的な実行に向けた対応を急ぐ必要があると認識しております。

（飲食事業）

当セグメントにおきましては、株式会社ファッズとのフランチャイズ契約に基づく「新時代」業態の店舗運営及び連結子会社である株式会社 SSS を通じた居酒屋事業を展開しております。2026 年 6 月末現在の店舗数は、当社が 27 店舗（うちＦＣ８店舗）、株式会社 SSS が 15 店舗（うちＦＣ14 店舗）の合計 42 店舗であり、このうち「新時代」及び「新時代 44」業態の店舗数は 20 店舗となっております。

その後、経営資源の有効活用及び有利子負債の返済による財務体質の強化等を目的として、2026 年 7 月 15 日開催の取締役会において、「新時代」及び「新時代 44」業態の 20 店舗のうち 16 店舗を株式会社ファッズに譲渡することを決議いたしました。当該事業譲渡については、各物件の名義切替えに係る諸手続に時間を要していることから、2026 年 10 月 30 日付「（開示事項の変更）飲食事業における運営店舗の事業譲渡のクロージング予定日の再変更に関するお知らせ」に記載のとおり、最終クロージング期限を同年 10 月 31 日から同年 11 月 30 日に変更しております。

また、2026 年 9 月 15 日開催の取締役会において、しんぱち食堂浅草店 1 店舗を株式会社リレイトに譲渡することを決議しております。

2026 年 9 月末日現在の店舗数は、当社が 10 店舗（うちＦＣ６店舗）、株式会社 SSS が 15 店舗（うちＦＣ14 店舗）の合計 25 店舗であり、当社グループの「新時代」店舗数は 3 店舗となっております。

当第２四半期連結累計期間においては、「新時代」等の既存店舗の売上高が前年同期を下回ったことに加え、原材料価格及び人件費等の上昇に伴う店舗運営費用の増加が収益を圧迫いたしました。この結果、セグメント売上高は 654,915 千円（前年同期比 45.6%減）、セグメント損失は 114,156 千円（前年同期はセグメント損失 12,423 千円）となりました。

（再生可能エネルギー事業）

当セグメントにおきましては、連結子会社である KR ENERGY JAPAN 合同会社及び KR エナジー１号合同会社を通じて太陽光発電事業を展開しております。発電設備の開発及び系統連系を進め、2023 年 9 月から売電を開始しております。また、株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS の子会社化により、ネパールにおける水力発電事業にも着手しております。

当第２四半期連結累計期間のセグメント売上高は 123,210 千円（前年同期比 13.2%増）となりましたが、セグメント損失は 21,568 千円（前年同期はセグメント損失 149,555 千円）となり、増収となったものの、セグメント損益の黒字化には至っておりません。

ネパールにおける水力発電事業については、2026 年 8 月 26 日付で開示した「（開示事項の変更）連結子会社におけるネパール水力発電事業の進捗状況および収益化予定時期の変

更に関するお知らせ」に記載のとおり、必要な資金調達の進捗を踏まえ、第１フェーズの一部発電所の収益化予定時期を見直しております。当該スケジュールは、2026 年 11 月までに必要な資金調達が完了することを前提としたものでしたが、資金調達の遅延に加え、ネパール国内における大規模な洪水被害に伴う工事への影響が生じていることから、現在、第１フェーズの竣工予定及び収益化時期について改めて見直しを進めております。そのため、同事業の黒字化及び営業活動による資金の創出の時期は、現時点で合理的に見積もることが困難な状況にあり、見直し後の計画が確定次第、速やかに開示いたします。なお、第１フェーズの事業推進に必要な資金は、現地パートナーによる立替え及び借入れにより確保する方針ですが、その実現時期及び条件は現時点で確定しておりません。

（メディカル事業）

当セグメントにおきましては、連結子会社である株式会社 Kaihan Medical を通じて、美容クリニックの集客及び経営を支援する事業を展開しております。具体的には、医療法人大美会が運営する美容クリニック等を対象として、広告、ＳＮＳ、予約管理、経営管理、事業計画の立案及び事業拡大に関するコンサルティング業務を行っております。

当第２四半期連結累計期間においては、経営指導料の算定方法及び金額の見直しにより、前年同期と比較して経営指導料収入が減少いたしました。この結果、セグメント売上高は 15,767 千円（前年同期比 94.8%減）、セグメント損失は 250,426 千円（前年同期はセグメント損失 31,838 千円）となりました。

当社グループにおいては、収益改善に向けた取組みを進める一方、その効果が資金繰りの改善として現れるまでの間にも、人件費、店舗賃料、仕入代金その他の事業運営上の支払が継続して発生いたします。これらに加えて、既存借入金の返済及び未払費用の精算に対応する必要があり、将来の収益改善を待つことによって、足元の資金需要を解消できる状況にはありません。このため、収益力の改善と資金調達を並行して進め、事業運営を継続するための支払原資を確保することが、当社にとって喫緊の経営課題となっております。

仮に必要な資金の確保が遅延した場合には、既存債務への対応が一層困難となるだけでなく、取引先との関係や事業運営の継続に影響が及び、収益改善に向けた施策の実行自体が制約されるおそれがあります。当社としては、資金不足による事業基盤の毀損を防ぎ、収益改善に取り組むための時間及び事業運営体制を確保する観点からも、早期に資金繰りの安定化及び財務基盤の強化を進めることが必要であると判断しております。

このような状況を改善するため、当社は、以下の課題への対応を進めてまいります。

①資金繰りについて

当社グループは、日常の事業運営に必要な資金を継続的に確保するとともに、既存借入金の返済及び未払費用の精算に対応する必要があります。営業活動によって十分な資金を創出できていない状況において、手元資金を既存債務の返済に充当することは、事業運営に必要な支払原資の減少につながる一方、事業運営上の支払を優先することにより、既存債務の返済原資の確保が困難となるという課題を抱えております。このため、既存債務の負担軽減と新たな現金の確保の双方に取り組む必要があります。

2026 年８月 31 日付適時開示「借入金の一部返済及び残額の返済期日延長 に関するお知

らせ」で開示したとおり、株式会社 HATASE HOLDINGS からの借入金については、一部返済後の残額 18 百万円の返済期日を同年 11 月 30 日まで延長することで合意しております。当該返済期日の延長は、当面の支払時期を調整するものですが、返済義務そのものが消滅するものではなく、延長後の返済期日に向けて返済原資を確保する必要があります。返済期日の延長のみに依存した資金繰りには限界があり、債務の削減及び資金調達を通じた対応が必要であると認識しております。

また、同年９月 30 日付適時開示「連結子会社の借入金の返済状況に関するお知らせ」で開示したとおり、連結子会社である株式会社 Kaihan Medical の株式会社イメージワンに対する借入金 125 百万円は、返済原資の確保が間に合わず、同日の返済期日時点で未返済となっております。当社は当該借入金を連帯保証していることから、当該債務への対応は連結子会社のみの課題ではなく、当社自身の資金繰り及びグループ全体の信用維持にも関わる課題であります。既に返済期日を経過した債務が存在する状況を踏まえ、関係債権者との協議と並行して、債務の解消に向けた具体的な対応を進める必要があります。

さらに、未払費用の精算が遅延した場合には、取引先との関係に影響が及び、その後の取引条件の変更や取引継続への支障につながる可能性があります。事業運営に必要な取引を維持することは、売上の確保及び収益改善の前提となるため、未払費用への対応と今後発生する費用の支払を一体として管理し、事業活動に支障が生じることを防ぐ必要があります。当社としては、支払の先送りによって当面の資金不足に対応するだけでは、将来の支払負担が残存し、資金繰りの不安定な状態が継続するおそれがあると考えております。

本第三者割当を実施しない場合の資金繰りの見通しは、以下のとおりです。当社グループは、営業収支、既存債務の返済及び未払費用の精算予定を織り込んだ月次の資金繰り計画を作成しております。同計画によれば、当社グループは、現時点において、既存債務の返済及び未払費用の精算に必要な資金を手元資金のみで賄うことができない状況にあり、本第三者割当を実施しない場合には、事業運営上の支払及び既存債務の返済を継続することが困難な状況にあります。

さらに、本第三者割当を実施しない場合には、本ＤＥＳの対象債権合計 758,700 千円についても現金による弁済が必要となり、資金不足は一層拡大いたします。このうち、株式会社イメージワンに対する連帯保証債務 134,700 千円及び abc 株式会社に対する借入債務 624,000 千円は、いずれも既に返済期日を経過しております。

以上を踏まえ、当社は、本第三者割当により既存債務の削減及び事業継続に必要な現金の確保を図り、既存債務への対応と日常の事業運営を両立できる資金基盤の整備を進めてまいります。なお、本第三者割当の払込期日までに支払期日が到来する債務及び既に支払期日を経過している債務については、本第三者割当による調達資金のみを前提とすることなく、関係債権者との協議及び支払原資の確保を別途進める必要があります。当社は、各債務の支払期日と資金の入金時期を踏まえた資金繰り管理を行い、資金調達までの間の事業運営の維持にも取り組んでまいります。

②自己資本の脆弱性について

2026 年９月末時点における当社グループの純資産は 595 百万円、自己資本比率は 7.3%となっておりますが、損失の継続により自己資本が毀損する状況を改善する必要がありま

す。今後も損失が継続した場合には、自己資本がさらに減少し、事業上の損失や資産価値の変動に対する財務上の余力が低下するおそれがあります。また、純資産が存在することと、支払に充当できる現金が十分に確保されていることは同一ではなく、財務基盤の強化と手元流動性の確保の双方に対応する必要があります。

当社の 2027 年３月期予算（2028 年３月期を含む）においても、当該予算の対象期間中は営業損失を見込んでいることから、短期的な黒字化及び利益の蓄積のみによって自己資本を回復させることは困難であると考えております。このため、損失の縮小に向けた取組みを継続しつつ、資本増強を早期に実施し、収益改善に取り組む間の財務基盤を補強する必要があります。自己資本の減少がさらに進行した後に対応するのでは、資金調達の選択肢や条件が一層制約される可能性があるため、現段階で資本政策を実行することが重要であると認識しております。

この点、借入れによる資金調達は手元資金の確保に資する一方、将来の返済義務及び利息負担を伴うことから、既存債務への対応を要する当社グループにおいては、新たな借入れのみに依存することにより、中長期的な資金繰りへの負担が増加する可能性があります。そこで、ＤＥＳにより既存債務の一部を資本に振り替えるとともに、金銭出資による新株式の発行を実施し、返済義務を伴わない資金の確保と資本増強を図ることが、当社の財務状況に対応した方法であると考えております。

ただし、資本増強のみで損失の発生要因が解消されるものではありません。当社は、本第三者割当により確保する財務上の余力を収益改善に向けた取組みにつなげ、損失の縮小及び営業活動による資金創出力の改善を進めることにより、資本増強の効果が一時的なものにとどまることのないよう、財務体質の改善に取り組んでまいります。

③収益力の改善及び経営資源の見直しについて

飲食事業においては、店舗運営の効率化及び費用管理を進めるとともに、店舗の事業譲渡を通じた経営資源の見直しに取り組んでおります。株式会社ファッズに対する店舗譲渡については、物件の名義切替えに係る手続に時間を要していることから、2026 年９月 30 日付適時開示「（開示事項の変更）飲食事業における運営店舗の事業譲渡のクロージング予定日変更に関するお知らせ」にてお知らせのとおり最終クロージング期限を同年 10 月 31 日に変更しております。また、2026 年９月 15 日付適時開示「飲食事業における運営店舗の事業譲渡及び特別利益の発生に関するお知らせ」に記載のとおり、しんぱち食堂浅草店についても、有利子負債の返済による財務体質の強化等を目的として譲渡を決定しております。なお、株式会社ファッズへの 16 店舗の事業譲渡については、2026 年 10 月 30 日付「（開示事項の変更）飲食事業における運営店舗の事業譲渡のクロージング予定日の再変更に関するお知らせ」に記載のとおり、各物件の名義切替えに係る諸手続に引き続き時間を要していることから、同社との協議の上、最終クロージング期限を 2026 年 10 月 31 日から同年 11 月 30 日に変更しております。なお、当該期限の変更を除き、事業譲渡契約の各条項に変更はありません。

これらの取組みは、事業運営に係る負担の軽減及び資金の確保を通じて財務体質の改善を図るものですが、事業譲渡の実行には契約上の条件の充足や関係者との調整等を要し、当社の資金需要が生じる時期と譲渡代金の入金時期が必ずしも一致するものではありませ

ん。実際に、株式会社ファッズに対する店舗譲渡では最終クロージング期限を変更しており、資金繰りの管理に当たっては、事業譲渡による入金を実現前の段階から確定的な資金として取り扱うことは適切ではないと考えております。

また、店舗運営の効率化や費用の削減は継続して取り組むべき課題であるものの、その効果が損益及び資金繰りに反映されるまでには一定の期間を要します。その間にも、営業を継続する店舗の人件費、賃料及び仕入代金等の支払は発生するため、これらの支払原資を確保することが必要となります。資金不足により営業活動や取引関係に支障が生じた場合には、売上の減少等を通じて収益改善が遅れるおそれがあり、改善施策を実行するためにも、当面の事業運営を支える運転資金を確保する必要があります。

さらに、事業譲渡による資金の確保は個別の取引に伴うものであり、それ自体が継続的な営業キャッシュ・フローを生み出すものではありません。当社としては、経営資源の見直し及び資産の換金による対応を進めつつ、本第三者割当によりその間の資金需要に対応し、各事業の収益性及び資金負担を踏まえた経営資源の配分を進めることで、事業運営の効率化と財務負担の軽減を図ってまいります。

④収益基盤の確立について

当社グループは、飲食事業に加え、再生可能エネルギー事業及びメディカル事業を通じた収益基盤の確立を目指しております。当社の 2027 年３月期予算（2028 年３月期を含む）に基づく各事業の黒字化及び営業活動による資金の創出の見通しは、以下のとおりです。

国内の太陽光発電事業については、2028 年３月期においても営業損失（14 百万円）を見込んでおり、当該予算の対象期間内での営業利益の黒字化は見込んでおりません。一方、減価償却費を加えた償却前の損益は、2028 年３月期にプラス（56 百万円）となる見込みであり、同期から営業活動による資金の創出を見込んでおります。営業利益の黒字化には、長期売電契約に基づく発電設備の取得及び稼働による売電収入の拡大が必要であり、その時期は設備取得のための資金の確保の時期に左右されます。

ネパールにおける水力発電事業については、2026 年８月 26 日付で開示した「（開示事項の変更）連結子会社におけるネパール水力発電事業の進捗状況および収益化予定時期の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、必要な資金調達の進捗を踏まえ、第１フェーズの一部発電所の収益化予定時期を見直しております。当該スケジュールは、2026 年 11 月までに必要な資金調達が完了することを前提としたものでしたが、資金調達の遅延に加え、ネパール国内における大規模な洪水被害に伴う工事への影響が生じていることから、現在、第１フェーズの竣工予定及び収益化時期について改めて見直しを進めております。そのため、同事業の黒字化及び営業活動による資金の創出の時期は、現時点で合理的に見積もることが困難な状況にあり、見直し後の計画が確定次第、速やかに開示いたします。なお、第１フェーズの事業推進に必要な資金は、現地パートナーによる立替え及び借入れにより確保する方針ですが、その実現時期及び条件は現時点で確定しておりません。

メディカル事業については、2026 年８月 25 日付で完全子会社化したスペーム株式会社が、2028 年３月期に営業利益 90 百万円を計上する見込みであり、同社の損益を下半期から連結することにより、同事業全体の償却前の損益は 2026 年 10 月以降、月次でプラスに転じる見込みです。これにより、2028 年３月期には同事業全体の償却前の損益がプラス

（53 百万円）となり、営業活動による資金の創出を見込んでおります。一方、株式会社 Kaihan Medical における減価償却費の負担等により、同事業全体では 2028 年３月期においても営業損失（28 百万円）を見込んでおり、当該予算の対象期間内での営業利益の黒字化は見込んでおりません。

このように、各事業から安定的な収益及び資金が創出されるまでには一定の期間を要し、その時期は資金の確保の状況にも左右されます。そのため、将来の収益のみを前提として、足元の事業運営上の支払や既存債務の返済に対応することは困難です。また、資金不足により取引関係や業務遂行体制が損なわれた場合には、その回復に追加の費用及び時間を要し、将来の収益機会にも影響を及ぼすおそれがあります。

当社は、各事業の収益性、資金需要及び収益化までの期間を踏まえ、経営資源の配分及び支出の優先順位を検討し、資金負担の管理を徹底してまいります。その上で、本第三者割当により事業運営を支える資金基盤を整備し、財務負担の軽減と収益改善を並行して進めることで、継続的な資金創出が可能な事業構造への転換を目指してまいります。

以上のとおり、当社グループは、収益改善及び財務体質の強化に取り組んでおりますが、既存事業から得られる資金のみで、事業運営上の支払及び既存債務への対応に必要な資金を確保することは困難な状況にあります。既に借入金の返済期日の延長及び返済期日時点での未返済が生じていることを踏まえると、資金の確保及び債務負担の軽減は、将来の事業展開に備えた課題にとどまらず、現在の事業活動を継続するために早期の対応を要する課題であります。このため、本第三者割当により、運転資金、借入金返済及び未払費用精算に必要な資金を確保するとともに、既存債務の一部を削減することが必要であると判断しております。

本第三者割当は、ＤＥＳの手法を用いた新株式の発行、金銭出資による新株式の発行及び新株予約権の発行を組み合わせるものです。ＤＥＳにより既存債務の一部を株式化することで、当該債務の返済に伴う資金流出を抑制するとともに、資本増強を図ります。これにより、既存債務の返済に充当する必要のある資金の一部を抑え、限られた手元資金を事業運営上の支払に配分できる余地を確保することを目指しております。ただし、ＤＥＳは債務の削減及び資本への振替えを行うものであり、当社に新たな現金が払い込まれるものではないため、日常の支払に必要な現金については別途調達する必要があります。

このため、ＤＥＳに加えて、金銭出資による本新株式の発行並びに本新株予約権の発行及び行使により資金を調達し、日常の事業運営に必要な運転資金、既存借入金の返済及び未払費用の精算に充当いたします。運転資金の確保により事業活動の継続を支えるとともに、借入金の返済及び未払費用の精算を進めることで、既存の支払負担の軽減及び取引関係の維持を図ります。これらは相互に関連するものであり、既存債務への対応と今後の事業運営に必要な資金の確保を併せて進めることが、資金繰りの安定化に必要であると考えております。

今回の資金調達方法は、本新株式の発行により発行時点での債務削減及び現金の確保を図るとともに、本新株予約権の行使を通じて追加の資金を調達するものです。新株式と新株予約権を組み合わせることで、発行時に財務基盤の改善と当面の支払原資の確保を進め

ながら、その後の権利行使に応じて資金を調達することができます。一方、資金需要が継続する当社においては、発行時に確保した資金が減少した後に追加調達の検討を開始するのでは、必要な時期に支払原資を確保できないおそれがあるため、当初からその後の資金需要を見据えた調達手段を組み合わせる必要があると考えております。

ただし、本新株予約権の行使時期及び行使額は確定しておらず、株価動向や割当先の投資判断等によっては、必要な資金を必要な時期に確保できない可能性があります。したがいまして、本新株予約権の全てが行使されることを前提として、行使前からその資金を支払原資に算入することはできません。当社は、本新株式及び本新株予約権の発行時に確保する資金と、将来の権利行使によって確保する資金を区分し、実際の入金状況、各支出の必要性及び支払期日を踏まえた資金繰り管理を行ってまいります。また、行使による資金調達が進まない場合には、支出の優先順位及び実行時期の見直し、関係債権者との協議その他の対応を検討する必要があると認識しております。

また、当社は、事業継続に必要な運転資金、借入金返済資金及び未払費用の精算資金等を確保するため、足元の株価水準及び資金需要を踏まえ、新株式及び第10回新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。これに伴い、既存の第８回及び第９回新株予約権による資金調達を本資金調達に切り替え、資金調達計画を一本化するとともに、既存の新株予約権が併存することによる追加的な希薄化を回避するため、残存する第８回及び第９回新株予約権の全部を取得し、消却することといたしました。これにより、本第三者割当と既存の新株予約権の権利行使による追加的な希薄化が重複して生じることを回避し、資金調達の枠組みを整理いたします。なお、従来の資金調達額及び充当状況並びに取得及び消却の内容は、後記「１０．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況」に記載しております。未調達の資金により充当する予定であった使途については、本資金調達の資金使途として継続するものを上記のとおり整理し、既に充当した金額との重複を排除した上で、本新株予約権の行使による調達状況に応じて充当いたします。その他の使途については、事業の進捗及び資金繰りを踏まえて実施時期及び内容を見直し、必要に応じて別途資金調達を検討いたします。

なお、本第三者割当により発行する新株式 67,246,600 株及び本新株予約権の目的となる株式 139,999,900 株は、本新株式の発行及び本新株予約権の行使に伴い、既存株主の皆様の保有株式に大規模な希薄化を生じさせるものであり、割当先による株式の売却が株価に影響を及ぼす可能性があります。当社としては、これらの影響を十分に認識しており、本第三者割当の必要性を判断するに当たっては、資金調達による効果とともに、既存株主の皆様に生じる経済的影響を慎重に考慮する必要があると考えております。

他方、損失の継続及び既存債務への対応を要する現状において、必要な資金を確保できず、事業活動や取引関係の維持に支障が生じた場合には、収益改善の機会が失われ、当社の企業価値及び既存株主の皆様の株式価値がさらに毀損されるおそれがあります。当社は、このような事態を回避し、事業を継続しながら収益改善を実行するための基盤を確保することが、現時点における重要な課題であると認識しております。そのため、大規模な希薄化等の影響を踏まえても、債務負担の軽減、必要資金の確保及び資本増強を早期に進める

ことが、中長期的な企業価値の維持及び向上に向けて必要であると判断しております。
本第三者割当の実施のみをもって、継続企業の前提に関する重要な不確実性が直ちに解消されるものではありませんが、当社は、資金不足による事業基盤の毀損を防ぎ、収益改善に向けた取組みを継続するための重要な施策として本第三者割当を位置付けております。調達資金の使途及び支出を適切に管理するとともに、既存債務への対応、費用管理、経営資源の見直し及び各事業の収益力の改善を進め、事業継続に必要な資金の確保と財務体質の改善に取り組んでまいります。

債権の現物出資の概要

本新株式の一部は、当社が割当予定先である abc 株式会社及び株式会社イメージワンに対し普通株式を割り当て、その払込金額の一部に対して割当予定先が当社に対して有する金銭債権（貸付金債権及び連帯保証債権）のうち、758,700,000 円(元金 688,030,000 円、未払利息 5,230,000 円、遅延損害金 65,440,000 円)に相当する債権の現物出資を行います。債権の現物出資により当社の財務内容の改善を図るものです。金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容は以下のとおりです。

債権者：abc 株式会社
当該財産の価額：金 537,870,000 円
債権の表示：2026 年３月 30 日付金銭消費貸借契約書に基づく貸付金債権
債務者　　：株式会社海帆
保証人　　：守田　直貴（当社代表取締役)、吉川　元宏（当社取締役）
元本　　：総額　484,030,000 円
貸付実行日：2026 年３月 30 日（金 520,000,000 円）
返済期日　：2026 年４月 30 日（※１）
利息　　：年利　15％
弁済方法　：期日一括弁済
未払利息　：0 円
遅延損害金：53,840,000 円（※２）
資金使途　：運転資金、Seacastle Singapore Pte. Ltd からの借入金の返済に係る支払(利息及び遅延損害金を含む)

債権者：abc 株式会社
当該財産の価額：金 55,730,000 円
債権の表示：2026 年５月 13 日付金銭消費貸借契約書に基づく貸付金債権
債務者　　：株式会社海帆
保証人　　：守田　直貴（当社代表取締役)、吉川　元宏（当社取締役）
元本　　：総額　50,000,000 円
貸付実行日：2026 年５月 13 日（金 50,000,000 円）
返済期日　：2026 年５月 27 日（※１）

利息　　：年利　12%
弁済方法　：期日一括弁済
未払利息　：230,000 円
遅延損害金：5,500,000 円（※２）
資金使途　：当社の運転資金

債権者：abc 株式会社
当該財産の価額：金 10,700,000 円
債権の表示：2026 年 7 月 31 日付金銭消費貸借契約書に基づく貸付金債権
債務者　　：株式会社海帆
保証人　　：守田　直貴（当社代表取締役）
元本　　：総額　10,000,000 円
貸付実行日：2026 年 7 月 31 日（金 10,000,000 円）
返済期日　：2026 年 8 月 7 日（※１）
利息　　：年利　15%
弁済方法　：期日一括弁済
未払利息　：0 円
遅延損害金：700,000 円（※２）
資金使途　：当社の運転資金

債権者：abc 株式会社
当該財産の価額：金 19,700,000 円
債権の表示：2026 年 9 月 11 日付金銭消費貸借契約書に基づく貸付金債権
債務者　　：株式会社海帆
保証人　　：守田　直貴（当社代表取締役）
元本　　：総額　19,000,000 円
貸付実行日：2026 年 9 月 11 日（金 19,000,000 円）
返済期日　：2026 年 10 月 30 日（※１）
利息　　：年利　15%
弁済方法　：期日一括弁済
未払利息　：300,000 円
遅延損害金：400,000 円（※２）
資金使途　：運転資金、借入金の返済

債権者：株式会社イメージワン
当該財産の価額：金 134,700,000 円
債権の表示：2026 年 6 月 30 日付金銭消費貸借契約書に基づく株式会社 Kaihan Medical の債務に係る当社に対する連帯保証債権
債務者　　：株式会社海帆（主債務者：株式会社 Kaihan Medical）

元本　　：総額　125,000,000 円
貸付実行日：2026 年 6 月 30 日（金 125,000,000 円）
返済期日　：2026 年 9 月 30 日（※１）
利息　　：年利　15％
弁済方法　：期日一括弁済
未払利息　：4,700,000 円
遅延損害金：5,000,000 円（※２）
資金使途　：当社子会社（株式会社 Kaihan Medical）を経由した当社の借入金の返済
その他　　：当該金銭債権は、当社の連結子会社である株式会社 Kaihan Medical の債務について、当社が連帯保証人として負担する保証債務に係る債権です。当社は、株式会社イメージワンと株式会社 Kaihan Medical との間の 2026 年 6 月 30 日付「金銭消費貸借契約」（元本 125,000,000 円）に基づく同社の債務について、連帯保証を行っております。株式会社 Kaihan Medical は、弁済期日である 2026 年 9 月 30 日までに弁済を行っておらず、当社の保証債務は履行期が到来しております。当社は、同日付「連帯保証債務の弁済方法に関する意向表明書」により、株式会社イメージワンに対し、現物出資による当社株式の割当てを含む弁済方法を検討している旨を表明いたしました。本 DES は、同社が当社に対して有する当該連帯保証債権を現物出資することにより、当社の保証債務を株式化するものです。

※１：現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として裁判所が選任する検査役による調査が必要とされております。ただし、現物出資の目的となる財産が、増資を行う会社に対する弁済期の到来した金銭債権であり、当該財産について定められた価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合には、検査役による調査を要しないこととされております（会社法第 207 条第 9 項第 5 号）。

本第三者割当では、現物出資の対象となる貸付金債権及び連帯保証債権の弁済期を変更せず、本新株式の払込期日である 2026 年 12 月 15 日の現物出資の履行時点において、弁済期が到来している当社に対する金銭債権を現物出資の対象といたします。また、現物出資財産の価額は、元本、未払利息及び遅延損害金を含め、当該金銭債権に係る当社の負債の帳簿価額を超えない額としております。このため、同号の規定に基づき、本第三者割当における金銭債権の現物出資については、検査役による調査を行わず、同項第 4 号に定める弁護士、公認会計士又は税理士等による価額の相当性に関する証明も取得いたしません。

※２：上記のＤＥＳ対象債権に含まれる遅延損害金は、本新株式の払込期日である 2026 年 12 月 15 日（同日を含みます。）までの期間について算定しております。なお、上記の元本、未払利息及び遅延損害金は、各債権のうち現物出資の対象とする部分の内訳です。対象債権の全額との差額 471,735 円は、同日に現金により返済いたします。

（２）資金調達方法の概要及び選択理由

本第三者割当は、ＤＥＳ及び金銭出資による本新株式の発行と、本新株予約権の発行を組み合わせるものです。ＤＥＳによる債務の削減及び金銭出資による現金の確保を図るとともに、本新株予約権の行使に応じて追加の資金を調達し、資本の増強を図る仕組みとなっております。

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。当社は金融機関からの調達は困難であることから、直接金融での資金調達を行うこととといたしました。そのため、当社としましては、直接金融による株主資本の増強を図ることを軸に調達方法の検討をいたしました。

直接金融による調達方法としては、一般に株主割当、公募、第三者割当によるものがあります。株主割当としては全ての株主に対するライツ・イシュー等がありますが、当社事業がなお推進途上にある中で、全ての株主や新株予約権者から追加的な資金を調達することは容易ではないことから合理的ではないと判断いたしました。

また、直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間が第三者割当による新株式及び新株予約権の発行と比較し多大にかかることや、必要資金の調達規模と現在の当社の経営成績、株価動向、株式流動性等から引受証券会社を見つけることは困難であることから、現時点における資金調達方法としては合理的ではないと判断いたしました。

本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達スキームは、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の安定性を維持しながら、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、ＤＥＳの手法により当社における借入金残高を圧縮し、自己資本比率を改善させることが可能となります。また、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

また、下記に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、その他の資金調達方法の検討を踏まえ、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であると判断し、その発行を決議しました。

当社といたしましては、既存株主の皆様の利益に十分配慮しつつ、中長期的な企業価値の維持及び向上を図ることを重視しております。しかしながら、当社及び当社グループは、2019年３月期から2026年３月期まで８期連続で営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しており、2027年３月期第２四半期連結累計期間においても営業損失の計上が継続しております。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、継続企業の前提に関する注記を記載していることに加え、2026年３月期の連結財務諸表及び財務諸表について、プログレス監査法人から監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領

しております。さらに、2027年３月期第１四半期連結財務諸表に対する期中レビューにおいても、結論不表明となっております。さらに、2027年３月期中間連結財務諸表に対する同監査法人の期中レビューにおいては、資金の逼迫及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が継続し、継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することの適切性について結論の表明の基礎となる証拠を入手できなかったことを理由として、結論が表明されておりません。このような財務状況及び監査・レビューの状況の下では、事業継続に必要な資金を必要な時期に供給する資金支援先の確保は困難であり、資金調達の実現に当たっては、割当予定先が負担する投資リスクを踏まえた発行条件を設定する必要があると考えております。そのため、既存株主の皆様に生じる希薄化等の影響を勘案しても、事業継続に必要な資金の確保及び財務基盤の改善を優先する必要があり、一定の有利発行はやむを得ないものと判断しております。

（注）営業活動によるキャッシュ・フローは、2020年３月期から2022年３月期までは単体、それ以外の期間は連結の数値に基づいております。

＜本資金調達の特徴＞

当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

①株式価値希薄化への配慮

普通株式及び新株予約権の発行を組み合わせて資金調達を行うことにより、普通株式の発行に伴い、発行時に希薄化は生じますが、新株予約権に係る潜在株式は行使されて初めて普通株式となります。当社としても割当予定先より株価の推移によっては、投資回収の観点から市場において売却し、売却時には市場動向を勘案しながら売却していく方針であることを口頭にて確認しているため段階的な希薄化になる見込みです。新株予約権が行使された場合、段階的に希薄化は起こりますが、全額を株式での増資とした場合に比べて希薄化への配慮はされていると考えます。

②資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会により取得する旨及び取得日を決議し、取得日の 14 営業日前までに新株予約権者に通知又は公告することにより、発行価額と同額で取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能となっております。

これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

(本新株予約権の主な留意事項)

本新株予約権には、下記に記載した留意事項がありますが、当社においては、上記「（２）資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のように、機動的な資金調達を当社の主導により達成することが可能となること等から、当社にとって下記デメリットを上回る優位性の方が大きいと考えております。

①本新株予約権の行使価額は 15 円であり、株価水準によっては権利行使が行われず、資

金調達ができない可能性があります。
②本新株予約権の行使は新株予約権者の判断に委ねられるため、想定した時期又は金額の資金調達が実現しない可能性があります。また、発行要項に定める行使価額の調整が行われた場合には、調達額が変動する可能性があります。
③当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかることがあります。

(その他の資金調達方法の検討について)

当社は、本資金調達を行うにあたり、当社の目的を達成する方法として、金融機関からの借入れ、公募増資、ライツ・イシュー、社債発行等の資金調達方法を検討いたしましたが、財務の健全性及び資金調達の確実性等を勘案した場合、いずれも実現性は少なく、当社の調達方法としてはそぐわないものと考えられます。

①借入れ、社債、劣後債

金融機関からの追加借入れについては、損失の継続、継続企業の前提に関する重要な不確実性並びに監査及び期中レビューの状況等を踏まえると、必要な規模の資金を必要な時期に確保することは困難であると考えております。また、借入れ、社債又は劣後債による調達は、将来の返済又は償還の負担を増加させるため、既存債務の削減及び資本増強を通じて財務基盤の改善を図るという当社の課題に十分に対応するものではないと考えております。

②公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、今回の資金調達額等を勘案すると公募増資を引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えられることから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

③新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近２年間において経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第 304 条第１項第３号 a に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。新株予約権（非上場型）の無償割当については既存株主の参加率及び資金調達の蓋然性が不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④新株予約権のみによる資金調達

新株予約権の行使による資金調達は、行使時点の株価動向や割当予定先の投資判断等に左右されるため、これのみによって当面の資金需要に対応することは困難であると考

えております。このため、ＤＥＳ及び金銭出資による新株式の発行と組み合わせることといたしました。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

①払込金額の総額	2,394,797,468 円
（内訳）	
本新株式の発行	249,999,000 円
本新株予約権の発行	44,799,968 円
本新株予約権の行使	2,099,998,500 円
②発行諸費用の概算額	180,765,761 円
③差引手取概算額（①－②）	2,214,031,707 円

（注）１．本新株式の払込金額の総額　249,999,000 円

本新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額　2,144,798,468 円

２．発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用（14,590 千円）、割当先信用調査費用（500 千円）、新株式価値算定費用（2,000 千円）、新株予約権算定費用（2,000 千円）、有価証券届出書等作成支援費用（4,000 千円）、永田町リーガルアドバイザー株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表取締役　加陽麻里布）に対するファイナンシャルアドバイザリー費用（157,674 千円）等の合計額であります。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。当社は、永田町リーガルアドバイザー株式会社の過去の第三者割当に係る支援実績を踏まえ、投資家の紹介、資金調達及びＤＥＳに係る折衝支援並びに本件ファイナンスの進行管理を委託するため、同社を選定いたしました。同社の実績及び担当業務の必要性を踏まえ、取引の実行額等に応じた５％の成功報酬を負担することは合理的であると判断しております。ＦＡ報酬は、新株式の現金払込額、ＤＥＳ実行額、新株予約権の発行払込額及び全行使時の払込額の合計に５％を乗じた額です。新株式・新株予約権の発行及びＤＥＳが実行され、新株予約権が全て行使されることを前提とし、金銭払込分については契約所定の紹介・事前承認条件を満たす場合の金額です。報酬は各取引の実行等の都度発生し、翌月末日までに新株予約権の発行及び行使により調達した資金を原資として支払います。

３．本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。その際には投資対象事業のリスケジューリング及び手元資金又は別途第三者割当等による調達による充当を想定しております。

４．ＤＥＳについては、金銭以外の現物出資の方法によるため、払込金額の総額に

含めておりません。

（２）調達する資金の具体的な使途

＜現物出資＞

①以下の対象債権に対し、現物出資による債務の株式化(ＤＥＳ)を実施します。

現物出資による資金の具体的な使途	想定金額(千円)	支出予定時期
現物出資による債務の株式化(ＤＥＳ)	758,700	2026年12月

（対象債権）

当初債権者	当初契約日	借入金の使途/目的	現物出資額（千円）	DES実施日
abc株式会社	2026年３月30日	Seacastle Singapore Pte. Ltdからの借入金の返済に係る支払（利息及び遅延損害金を含む）：500,000 千円（支出時期：2026 年３月）運転資金：20,000千円（支出時期：2026年３月）	537,870	2026年12月15日
abc株式会社	2026年５月13日	運転資金：50,000千円（支出時期：2026年５月）	55,730	2026年12月15日
abc株式会社	2026年７月31日	運転資金：10,000千円（支出時期：2026年７月）	10,700	2026年12月15日
abc株式会社	2026年９月11日	借入金の返済：18,130千円運転資金：870千円 （支出時期：2026年９月）	19,700	2026年12月15日
株式会社イメージワン	2026年６月30日	当社子会社（株式会社Kaihan Medical）を経由した当社の借入金の返済（支出時期：2026年６月）	134,700	2026年12月15日
合計額			758,700	

（注）１．債権残高は、2026 年 12 月 15 日（同日を含みます。）までの元本、未払利息及び遅延損害金の合計額759,171,735円であり、その内訳は、元本688,032,876円、未払利息5,367,532円及び遅延損害金65,771,327円です。

２．本ＤＥＳは、各債権のうち 758,700 千円を現物出資の目的とするものであり、債権残高との差額471,735円は、払込期日である2026年12月15日に当社が現金により返済いたします。

３．abc株式会社からの各借入金は、いずれも返済期日を経過しており、返済期日の翌日から年20%の遅延損害金が発生しております。なお、2026 年３月 30 日付の借入金については、同年５月 26 日に 50,000,000 円を返済しており（うち利息14,032,876 円、元本 35,967,124 円）、元本残高は 484,032,876 円となっております。

４．株式会社イメージワンの債権は、同社と当社の連結子会社である株式会社 Kaihan

Medical との間の 2026 年６月 30 日付金銭消費貸借契約に基づく株式会社 Kaihan Medical の債務について、当社が連帯保証人として負担する保証債務に係る債権です。当該借入金は、2026 年９月 30 日の返済期日時点で未返済となっており、同年 10 月１日から年 20%の遅延損害金が発生しております。

５．abc 株式会社からの 2026 年９月 11 日付借入金のうち、借入金の返済に充当した 18,130 千円の内訳は、株式会社ペガサスに対する 11,000 千円及び当社従業員２名に対する 7,130 千円であり、いずれも 2026 年９月に返済しております。

６．株式会社 Kaihan Medical は、2026 年６月 30 日に株式会社イメージワンから借り入れた 125,000 千円を、同日、当社に貸し付けております。当社は、当該借入金を、同日、株式会社 Birdman からの借入金の返済資金の一部に充当しております。

既存借入金の返済について各債権者と協議した結果、現物出資（ＤＥＳ）による株式化を希望する債権者と、金銭による返済を希望する債権者があったことから、株式化を希望する債権者の対象債権についてはＤＥＳを実施し、それ以外の借入金については調達資金による返済を行うこととしております。

＜本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金　額 (千円)	支出予定時期
① 社債の償還資金	250,000	2026年12月
合計	250,000	

＜本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
② 運転資金	518,000	2026 年 12 月～2028 年７月
③ 未払費用精算資金	829,000	2026 年 12 月～2029 年 12 月
④ 借入金の返済	295,000	2026 年 12 月～2029 年 12 月
⑤ 連結子会社である「株式会社Kaihan Medical」への貸付け（目的：株式会社Kaihan Medicalの既存債務の解消及びメディカル支援事業の事業基盤の拡大）	110,000	2026 年 12 月～2029 年 12 月
⑥ 太陽光発電設備の取得を目的とした連結子会社である「KR ENERGY JAPAN合同会社」及び「KRエナジー１号合同会社」への出資金	212,031	2026 年 12 月～2029 年 12 月
計	1,964,031	

（注）１．調達資金は本表の記載の順に優先的に充当する予定です。

２．本新株予約権の行使価額は調整される可能性があることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場

合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

3．上記の資金使途は、ファイナンシャル・アドバイザリー報酬を含む発行諸費用を控除した差引手取概算額に基づいて記載しております。当該報酬は、各取引の実行等の都度発生し、翌月末日までに本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を原資として支払いますが、発行諸費用として控除済みであるため、上記の資金使途には含めておりません。

本第三者割当により調達する資金の具体的な使途は以下の通りです。

① 社債の償還資金

当社は、運転資金及び事業資金の確保を目的として、2026 年２月 20 日付で開示した「第三者割当による第９回新株予約権（行使価額修正条項付）、第２回無担保普通社債（少人数私募）及び第３回無担保普通社債（少人数私募）の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、2026 年３月 24 日付で、EVO FUND を割当先とする第３回無担保普通社債 500 百万円を発行しております。当該社債は無利息であり、償還期限は 2027 年７月 12 日とされておりますが、第９回新株予約権の行使に伴う払込金額を原資として 250 百万円を償還しており、残高は 250 百万円となっております。当該社債には、当社が新たな株式の発行等を行う場合その他一定の場合に、社債権者が繰上償還を請求できる旨の条項が付されております。このため、本第三者割当の実施に際して、当該社債の償還に必要な資金を確保し、繰上償還の請求が行われた場合にも対応できる資金手当てを行う必要があると判断しております。そこで、本第三者割当により調達する資金のうち 250 百万円を当該社債の償還に充当いたします。当該資金を確保することにより、日常の事業運営に必要な手元資金への影響を抑えながら社債の償還を進め、将来の償還に伴う資金負担を解消するとともに、資金繰りの安定化及び財務基盤の改善を図ってまいります。

＜社債の概要＞

社債引受先	EVO FUND（株式会社海帆第３回無担保普通社債（少人数私募)）
当初発行総額	500 百万円（発行要項に基づく控除条項あり）
払込期日	2026 年３月 24 日
最終償還期日	2027 年７月 12 日 発行要項に定める繰上償還及び期限の利益喪失条項あり。
利率	年率 0.0%
担保	無担保・無保証
資金使途	①飲食事業及び本社部門に係る運転資金（人件費、地代家賃、仕入資金等） ②太陽光発電設備の取得を目的とした KR ENERGY JAPAN 合同会社及び KR エナジー１号合同会社への出資金 ③水力発電設備の取得を目的とした株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS、NEPAL HYDRO POWER PLANT Pvt. Ltd 及び KS Hydropower Private Limited への貸付け ④株式会社 Kaihan Medical への貸付け（メディカル支援事業の成長加速及び事業基盤の拡大）

2026年12月15日社債残高	250百万円

② 運転資金

当社グループは、飲食事業をはじめとする各事業の継続に当たり、人件費、地代家賃、仕入代金等の経常的な支出に対応する資金を継続的に確保する必要があります。原材料価格や人件費等の上昇により事業運営に係る負担が増加する中、既存事業の収益改善及び経費削減に取り組んでおりますが、営業活動による資金収支の改善には一定の期間を要することから、当面の事業運営を支える運転資金の確保が必要であると判断しております。

当社グループの2027年3月期中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは494百万円のマイナスとなっており、事業活動に伴う資金流出が継続しております。本新株予約権の行使により調達する資金のうち518百万円は、2026年12月から2028年7月までの20か月間における運転資金の一部に充当するものであり、1か月当たりの充当額は平均25.9百万円となります。具体的には、今後発生する店舗及び本社に係る人件費、地代家賃、食材等の仕入代金、水道光熱費並びにその他の事業運営に必要な諸経費の支払に充当いたします。これにより、取引先への支払及び従業員への給与支払等に必要な資金を確保し、事業の継続に必要な体制を維持してまいります。また、本新株予約権の行使による資金の受入状況に応じて、各費目の支払時期及び必要額を踏まえて順次充当することで、資金繰りの安定化を図り、収益改善に向けた取組を継続してまいります。

③ 未払費用精算資金

当社グループは、各事業の運営及び本社機能の維持に伴い発生した費用の一部について、資金繰りの制約により支払が未了となっております。当社グループは、2026年3月期において営業損失1,438百万円及び親会社株主に帰属する当期純損失5,135百万円を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローは1,104百万円のマイナスとなりました。また、2027年3月期第1四半期連結累計期間においても、営業損失460百万円及び親会社株主に帰属する四半期純損失514百万円を計上しており、2027年3月期第2四半期連結累計期間においても営業損失1,191百万円及び親会社株主に帰属する中間純損失1,330百万円を計上しており、事業活動を通じて必要な資金を安定的に確保するには至っておりません。このような状況の下、日常の事業運営に必要な支出及び既存借入金の返済等に対応する必要がある一方、発生した費用の全額を支払うための資金を十分に確保できておらず、各事業の運営及び本社機能の維持に伴い発生した費用の一部について、支払が未了となっております。

これらの未払費用の精算は、既存債務の解消に加え、取引先との信頼関係を維持し、事業運営に必要な役務等の提供を継続して受ける上で必要であると認識しております。また、経常的な支出と既存の支払負担が重なることは、資金繰りの改善を妨げる要因となるため、早期に精算を進める必要があると判断しております。そこで、本新株予約権の行使により調達する資金のうち829百万円を、事業運営及び本社管理業務に係る未払金等（未払人件費235百万円、社会保険料及び延滞金60百万円、店舗及び本社事務所賃料、仕入代金その他の未払金等482百万円、店舗解約に伴う精算費用52百万円）の精算に充当いたします。

未払費用精算資金の会社別内訳は、次のとおりです（単位：百万円）。

対象会社	未払人件費	社会保険料・延滞金	賃料・仕入代金その他の未払金等	店舗解約に伴う精算費用	合計
株式会社海帆	219	60	413	52	744
KR エナジー１号合同会社	－	－	65	－	65
株式会社 Kaihan Medical（連結子会社）	9	－	－	－	9
株式会社 K-Beauty Japan	5	－	2	－	7
株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS	2	－	2	－	4
合計	235	60	482	52	829

また、上記の未払費用とは別に、日常の事業運営に伴う費用が継続して発生しております。当社は、店舗譲渡に伴う売上収入の減少を踏まえつつ、店舗運営費用の削減及び事業規模に応じた固定費の見直しを進め、収支の改善に取り組んでまいります。当面の支払原資については、本資金調達において別途運転資金として充当する資金も活用しながら確保するとともに、残存事業の収益力向上を進め、継続的な支払に必要な資金を事業活動から確保できる収益構造の構築を目指してまいります。

精算に当たっては、請求書及び契約内容等に基づき各債務の内容及び金額を確認し、支払期日、支払条件及び事業継続への影響を踏まえ、行使による資金の受入状況に応じて順次支払を行います。これにより、累積した支払負担を軽減するとともに、取引先との継続的な取引関係を維持し、今後の経常的な支出に対応する資金と既存債務の精算に必要な資金を適切に管理することで、資金繰りの正常化及び経営の安定化を図ってまいります。

④　借入金の返済

当社グループは、運転資金及び事業資金の確保を目的として借入れを行っておりますが、営業活動による資金収支の改善に一定の期間を要する中、事業運営に必要な資金の確保と既存借入金の返済を両立する必要があります。また、借入金に係る支払利息等の負担が継続していることから、有利子負債を圧縮し、財務負担の軽減を図ることが必要であると判断しております。なお、2026 年９月 30 日現在における当社グループの借入金残高は、短期借入金 1,201 百万円及び長期借入金 1,089 百万円（うち１年内返済予定の長期借入金 208 百万円）の合計 2,290 百万円となっております。

そこで、本新株予約権の行使により調達する資金のうち 295 百万円を、以下の既存借入金の返済に充当いたします。返済に当たっては、各借入先との契約内容及び返済条件を確認した上で、返済期日、利率並びに事業運営及び資金繰りへの影響を踏まえ、行使による資金の受入状況に応じて順次返済を行います。これにより、借入金残高の削減を通じて将来の返済負担及び支払利息等の負担を軽減するとともに、借入先との信頼関係の維持を図ってまいります。また、既存借入金の返済に必要な資金を本資金調達により確保することで、日常の事業運営に必要な手元資金への影響を抑え、運転資金の確保と債務の圧縮を進めることにより、資金繰りの安定化及び財務基盤の改善を図ってまいります。

1）借入金（100 百万円）

借入先	株式会社 FitFounder
当初借入金額	100 百万円
借入実行日	2025 年 5 月 30 日
最終返済期日	2025 年 9 月 30 日（原契約）
利率	年率 6.0%
担保	担保設定の定めなし
資金使途	運転資金又は再生可能エネルギー事業に関する設備に関する費用
2026 年 12 月 15 日借入残高	119 百万円

2）借入金（30 百万円）

借入先	LULU Capital Management 株式会社
当初借入金額	30 百万円
借入実行日	2026 年 4 月 7 日
最終返済期日	2026 年 6 月 30 日（原契約）
利率	年率 3.5%
担保	担保設定の定めなし 連帯保証人：守田直貴
資金使途	運転資金に関する費用
2026 年 12 月 15 日借入残高	32 百万円

3）借入金（17 百万円）

借入先	株式会社ペガサス
当初借入金額	17 百万円
借入実行日	2026 年 6 月 15 日
最終返済期日	2026 年 9 月 30 日（原契約） 資金調達時は調達後直ちに返済。
利率	年率 1.0%
担保	担保設定の定めなし
資金使途	運転資金
2026 年 12 月 15 日借入残高	17 百万円

4）借入金（78 百万円）

借入先	株式会社 HATASE HOLDINGS
当初借入金額	78 百万円
借入実行日	2026 年 6 月 30 日
最終返済期日	2026 年 11 月 30 日（延長後） 当初：2026 年 8 月 31 日。資金調達時は調達後直ちに返済。
利率	年率 3.0%
担保	無担保
資金使途	借入金返済及び運転資金
2026 年 12 月 15 日借入残高	18 百万円

5）借入金（0.56 百万円）

借入先	株式会社関西みらい銀行 （借入当時：株式会社関西アーバン銀行）
当初借入金額	80 百万円
借入実行日	2015 年 7 月 22 日
最終返済期日	2027 年 5 月 20 日
利率	年 1.15%
担保	無
資金使途	年次調達資金
2026 年 12 月 15 日借入残高	0.56 百万円

6）借入金（54 百万円）

借入先	株式会社あいち銀行 （借入当時：株式会社愛知銀行）
当初借入金額	100 百万円
借入実行日	2019 年 9 月 30 日
最終返済期日	2027 年 5 月 30 日
利率	東京銀行間取引金利（TIBOR）の 3 か月物に年 1.4%を加算した利率
担保	無
資金使途	運転資金
2026 年 12 月 15 日借入残高	54 百万円

7）借入金（13 百万円）

当初借入先	株式会社大垣共立銀行
当初借入金額	100 百万円
借入実行日	2019 年 1 月 31 日
最終返済期日	2025 年 6 月 25 日
利率	年 0.8%
担保	無
資金使途	長期運転資金
2026 年 12 月 15 日借入残高	13 百万円

（注）当該借入金に係る債権は、2026 年 9 月 29 日付で株式会社大垣共立銀行からあおぞら債権回収株式会社に譲渡されております。当該借入金の返済は、あおぞら債権回収株式会社に対して行います。

8）借入金（21 百万円）

借入先	株式会社北陸銀行
当初借入金額	100 百万円
借入実行日	2018 年 8 月 31 日
最終返済期日	2025 年 7 月 25 日
利率	短期プライムレートから年 1.2%を控除した利率
担保	無
資金使途	仕入・人件費諸払資金
2026 年 12 月 15 日借入残高	21 百万円

9）借入金（26 百万円）

借入先	株式会社商工組合中央金庫
当初借入金額	160 百万円
借入実行日	2020 年 3 月 27 日
最終返済期日	2027 年 3 月 1 日
利率	東京銀行間取引金利（TIBOR）の 1 か月物に年 0.80%を加算した利率
担保	無
資金使途	運転資金
2026 年 12 月 15 日借入残高	26 百万円

⑤連結子会社である「株式会社 Kaihan Medical」への貸付け（目的：株式会社 Kaihan Medical の既存債務の解消及びメディカル支援事業の事業基盤の拡大）

当社グループは、収益基盤の多様化及び中長期的な企業価値の向上を図るため、当社の完全子会社である株式会社 Kaihan Medical を通じて、美容クリニック等の医療機関の経営を支援するメディカル支援事業を展開しております。同社は、医療機関に対し、広告・ＳＮＳ運用、予約管理、経営管理、事業計画の立案及び事業拡大に関するコンサルティング業務を提供するとともに、医療機器の販売・貸与等を行っております。なお、当社は、2026 年８月 25 日付でスペーム株式会社を完全子会社化しており、同社が医療法人社団煌雲会の運営支援を担う一方、株式会社 Kaihan Medical は新たな支援先の開拓及び提供業務の拡充を担っております。

同事業の基盤を拡大するためには、新たな支援先を開拓し、複数の医療機関から収益を得られる体制を構築する必要があります。特定の支援先への依存度を低減し、個々の医療機関の経営状況や事業計画の変更が当社グループの業績に与える影響を抑える観点からも、支援先の分散及び提供業務の拡充が重要であると考えております。

当社は、過去２回の資金調達において同社への貸付けを資金使途としておりましたが、新株予約権の行使が進まなかったため、当該資金の大半は充当されておりません。そのため、同社は既存の支援先に対する業務を継続する一方、支援先の開拓及び提供業務の拡充に向けた投資を見送っており、その間、支払の一部が滞留しております。

そこで、本新株予約権の行使により調達する資金のうち 110 百万円を同社への貸付けに充当いたします。同社は、当該資金を以下のとおり充当いたします。

第一に、同社の既存債務の支払として 83 百万円を充当いたします。なお、当該債務は、上記「③未払費用精算資金」の精算対象には含まれておらず、資金使途の重複はありません。取引先との関係を維持し、事業を継続するためには、これらの債務を早期に解消する必要があります。

第二に、残額 27 百万円を、支援先の認知度向上及び集客促進に向けた広告宣伝費、販売・貸与する医療機器の購入費用及び備品の購入費用に充当いたします。同社は、集客支援の拡大及び医療機器の販売・貸与を通じて、収入の拡大につなげてまいります。

貸付けに当たっては、既存債務の支払を優先し、事業拡大に係る資金については、各支援案件の契約内容、必要資金及び収益の見通しを確認し、投資効果と回収可能性を精査した上で、本新株予約権の行使状況及び各案件の進捗に応じて段階的に実行いたします。また、貸付実行後も資金の充当状況及び事業収支を継続的に確認し、メディカル支援事業の事業基盤の拡大を進めてまいります。

なお、2026 年２月 20 日付「第三者割当による第９回新株予約権（行使価額修正条項付）、第２回無担保普通社債（少人数私募）及び第３回無担保普通社債（少人数私募）の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」にて、資金使途として 2026 年中に東京都港区エリアにおいて、新規開院を計画しておりましたが、当社株価の下落により資金調達の計画が大幅に減少したため、現時点において進捗はしておりません。改めて計画を再考し、公表すべき事項が生じた場合には速やかに公表することといたします。

＜貸付先の概要＞

名称	株式会社 Kaihan Medical
所在地	大阪市中央区今橋一丁目１番３号 IMABASHI GATE PLACE９階
代表者の役職・氏名	代表取締役　羽二生 博志
事業内容	医療機関に対する経営支援及びコンサルティング業務
資本金	20,000 円
設立年月日	2017 年 12 月１日
当社の出資比率	100％

⑥太陽光発電設備の取得を目的とした連結子会社である「KR ENERGY JAPAN 合同会社」及び「KR エナジー１号合同会社」への出資金

当社グループは、飲食事業及びメディカル事業と併せて、再生可能エネルギー事業を収益基盤の多様化に向けた重要な事業と位置付け、連結子会社である KR ENERGY JAPAN 合同会社及び KR エナジー１号合同会社を通じて、太陽光発電設備の取得及び運営を進めております。長期売電契約に基づく事業を推進し、発電設備の稼働により継続的な売電収入を確保することで、当社グループの収益力の向上を図っております。前回の第三者割当に関して 2026 年２月 20 日付で開示した「第三者割当による第９回新株予約権（行使価額修正条項付）、第２回無担保普通社債（少人数私募）及び第３回無担保普通社債（少人数私募）の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」以降における、再生可能エネルギー事業の主な進捗は、以下のとおりであります。

太陽光発電事業については、2026 年２月 25 日付適時開示「連結子会社による固定資産の取得ならびに長期売電契約における契約電力を発電するために必要な発電所相当数 100％契約完了（発電所取得）に関するお知らせ」で、長期売電契約に基づく契約電力を発電するために必要な発電所相当数の契約が完了した旨を公表しております。ただし、当該契約の完了は全設備の稼働開始を意味するものではなく、売電収入の拡大には、各設備の工事完了及び系統連系を進める必要があります。また、同年３月 11 日付「(開示事項の経過）連結子会社による系統用蓄電池事業の開始に関するお知らせ」に記載のとおり、KR エナジー１号合同会社が保有する太陽光発電所の未利用スペースを活用した系統用蓄電池事業の開始を決議し、接続検討を段階的に進める方針を公表しております。

一方、同年３月９日付「連結子会社による発電事業資産の譲渡契約解除に関するお知らせ」に記載のとおり、KR ENERGY JAPAN 合同会社が譲渡を予定していた太陽光発電設備６物件については、電力会社による電線用地の確保及び連系工事に時間を要し、引渡しができない状況が継続したことから、譲渡契約を合意解除しております。当該設備については、連系時期等が確定次第、KR エナジー１号合同会社への譲渡を検討する方針としております。

太陽光発電事業においては、売電収入を得るまでに、設備の取得及び工事等に係る先行的な資金負担が生じます。このため、収益基盤の拡充に向けた設備取得を着実に進めるには、必要な投資資金を確保し、設備の取得から稼働開始までの手続を円滑に進めることが重要となります。当社としては、資金面の制約による設備取得の遅延を抑え、収益性を見込める案件を順次稼働につなげることが、同事業の成長及び継続的な資金収入の確保に資

するものと考えております。

2026年5月11日付「再生可能エネルギーを活用した長期売電契約の運転開始期限（売電開始期限）の延長及び延長に伴う遅延損害金発生のお知らせ」にて公表しておりますが、本事業における運転開始期限を2026年9月末まで延長することで電力需要家と合意をしておりました。しかしながら、当社の資金調達の遅れから、この延長した期限においても運転開始をすることができず、現時点において再度延長の協議をしております。詳細な条件（運転開始遅延に伴うペナルティなど）を詰めている段階にあり、双方にて合意が完了した場合には速やかに公表することといたします。なお、本資金調達においては、本事業を100%完成させるまでの資金調達は不可能となっており、契約内容の大幅な変更も協議しております。

その上で、本新株予約権の行使により調達する資金のうち212.031百万円を同事業への出資に充当し、当該資金を太陽光発電設備の建設資金及び電力会社への接続時連系負担金等に充当いたします。取得対象については、発電量の見通し、売電条件、取得価格、維持管理費用及び系統連系の状況等を確認し、投資回収の見通しを精査した上で選定いたします。また、各社への出資額の配分及び実行時期は、設備の取得・工事の進捗、代金の支払条件及び本新株予約権の行使による資金の受入状況を踏まえて決定いたします。

出資実行後は、資金の充当状況及び設備の取得・稼働状況を管理するとともに、発電実績及び売電収支を継続的に把握し、計画との比較を通じて投資効果を検証いたします。これらの取組により、保有設備の拡充を売電収入の増加につなげ、再生可能エネルギー事業の収益基盤を強化することで、当社グループの中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

なお、第8回及び第9回新株予約権による資金使途にも上記両社への出資金を掲げておりますが、これらの新株予約権の未行使分は、後記のとおり、その全部を取得し、消却することとしております。本資金調達による出資金は、従来の資金調達により既に充当した設備取得代金を対象とせず、今後取得する設備の代金又は既存の取得計画に係る未充当の取得代金に充当するものです。取得対象設備、契約金額及び支払時期ごとに従来の資金の充当実績と照合し、同一の設備取得代金に対して資金を重複して充当しないよう管理いたします。

4．資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金は、上記「3．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、当社の財務体質改善のための資本増強を行いつつ、当社の運転資金及び事業資金を確保することで、将来の業績の向上と経営基盤の安定化を図り、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。

5．発行条件等の合理性

(1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

A　本新株式

本第三者割当増資における本新株式の発行価額は、１株につき金15円とする予定であり、当該発行価額は、当社と割当予定先との間の協議を経て合意したものであります。本発行価額と当社普通株式の市場株価との関係は、2026年11月19日を基準日として、以下のとおりであります。

参照期間	参照株価（円）	本発行価額（15円）との対比 （ディスカウント率）
基準日の終値（2026年11月19日）	24.00	37.50%
基準日までの直近１か月間の終値単純平均株価 （2026年10月20日～2026年11月19日）	28.68	47.70%
基準日までの直近３か月間の終値単純平均株価 （2026年８月20日～2026年11月19日）	44.30	66.14%
基準日までの直近６か月間の終値単純平均株価 （2026年５月20日～2026年11月19日）	78.30	80.84%

（注）１．終値単純平均株価は、各参照期間における東京証券取引所の取引日の終値を単純平均し、小数第３位を四捨五入しております。

２．ディスカウント率は、「（参照株価－本発行価額）÷参照株価×100」により算出し、小数第３位を四捨五入しております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（以下、「日証協指針」といいます。）は、第三者割当による株式の発行価額について、原則として、当該株式の発行に係る取締役会決議の直前営業日の価額（又は直近営業日の価額に近い価額を基準とすることが取締役会決議の日の前日における当該株式の発行会社の状況に照らして適当でないと認められる場合には、当該取締役会決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長６か月）を遡った日から当該取締役会決議の直前日までの間の終値単純平均株価）に0.9を乗じた額以上の価額とすべき旨を定めております。本発行価額（15円）は、上記各参照期間における参照株価のいずれに対しても、当該基準を上回る水準のディスカウントとなっております。

したがいまして、本発行価額は、会社法第199条第３項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当するものと当社は判断しております。このため、同法第199条第２項、第201条第１項及び第309条第２項第５号の規定に基づき、本第三者割当増資について、本臨時株主総会における特別決議による承認を取得することを前提条件として、本第三者割当増資を実施するものであります。

＜有利発行を選択した合理的理由＞

当社取締役会は、本発行価額が会社法第199条第３項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当することを十分に認識した上で、以下の(ア)ないし(ウ)に記載する各理由により、当該発行価額による本第三者割当増資の実施が、当社及び既存株主の皆様の利益を総合的に勘案した結果、現時点において合理的な選択であると判断いたしました。

(ア) 事業継続に必要な資金の確保及び財務基盤の改善の緊要性

当社グループは、営業損失等の計上が継続しており、2026年３月期には営業損失1,438百万円及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス1,104百万円を計上し、2027年３月期第１四半期連結累計期間においても営業損失 460 百万円を計上しております。さらに、2027年３月期中間連結会計期間においても、営業損失1,191百万円及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス 494 百万円を計上しており、収益力の改善及び資金繰りの安定化が引き続き重要な経営課題となっております。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、2026年３月期の連結財務諸表及び財務諸表について、プログレス監査法人から監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領していることに加え、2027年３月期第１四半期連結財務諸表に対する期中レビューにおいても、結論不表明となっております。また、2027年３月期中間連結財務諸表に対する同監査法人の期中レビューにおいては、資金の逼迫及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が継続し、継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することの適切性について結論の表明の基礎となる証拠を入手できなかったことを理由として、結論不表明とされております。

当社グループは、各事業の収益改善及び経費削減等に取り組んでおりますが、既存事業から得られる資金のみで、日常の事業運営に必要な運転資金、社債の償還資金、借入金の返済資金及び未払費用の精算資金を十分に確保することは困難な状況にあります。必要な資金を確保できない場合には、支払遅延の拡大や取引関係の悪化等を通じて事業運営に支障が生じ、企業価値及び既存株主の皆様の株式価値がさらに毀損するおそれがあります。このため、事業継続に必要な資金を確保し、資金繰りの安定化及び財務基盤の改善を進めることが喫緊の課題であります。

当社取締役会は、本第三者割当増資による希薄化及び有利発行が既存株主の皆様に与える影響を踏まえても、必要資金を確保することにより事業継続の基盤を維持し、収益改善に取り組む機会を確保することが、中長期的な企業価値の維持及び向上並びに既存株主の皆様の利益保護に資すると判断しております。

(イ) 割当予定先が負担する投資リスクを踏まえた発行条件の設定

本第三者割当増資の割当予定先には、金銭による出資を行う割当予定先に加え、当社に対する既存の金銭債権を現物出資するＤＥＳの割当予定先が含まれております。いずれの割当予定先も、継続企業の前提に関する重要な不確実性を抱える当社の株式を取得するものであり、当社の資金繰り及び財務状況がさらに悪化するリスク、各事業の収益改善が想定どおりに進まないリスク並びに本第三者割当に伴う大規模な希薄化や市場環境の変化によって当社株式の市場価格が下落するリスク等を負担することとなります。また、当社の 2027 年３月期予算（2028年３月期を含む）においても、当該予算の対象期間中は営業損失が継続する見通しであり、取得する株式を通じた資金回収の時期及び金額には相応の不確実性があります。

このうち、金銭による出資を行う割当予定先は、上記のリスクを踏まえた上で、当社に新たな資金を供給することとなります。一方、ＤＥＳの割当予定先は、対象債権を株式に転換することにより、当該債権について契約に基づく金銭の弁済を受ける立場から、当社の業績及び株価の変動等に応じて回収可能額が変動する株主としての立場に移行することとなりま

す。ＤＥＳによって当社に新たな現金が払い込まれるものではありませんが、当社にとっては、対象債務の返済に伴う資金流出を抑制するとともに、債務の削減及び自己資本の充実を図る効果があります。他方、ＤＥＳの割当予定先にとっては、取得する株式の売却価格や市場の流動性等によっては、対象債権の額に相当する資金を回収できない可能性があることから、当該債権の回収可能性及び回収時期と、株式への転換後に負担するリスクを比較した上で、引受けの可否を判断する必要があります。

このような状況の下では、発行条件の検討に当たり、当社株式の市場価格に加え、当社の実際の財務状況、将来の収益獲得の不確実性、新たに拠出する資金の回収可能性及びＤＥＳの対象債権の回収可能性等を考慮する必要があります。当社としては、金銭出資及びＤＥＳそれぞれの性質並びに各割当予定先が負担するリスクを踏まえた発行条件を設定しなければ、必要な規模の現金の確保と既存債務の削減を実現するための引受先の確保は困難であると考えております。

そのため、当社は、発行価額の算定根拠に記載した当社株式の評価、資金調達及び債務削減の必要性と緊急性並びに各割当予定先が負担するリスク等を総合的に勘案いたしました。その上で、既存株主の皆様に生じる希薄化及び有利発行の影響を踏まえても、本発行価額により金銭出資及びＤＥＳを組み合わせた本第三者割当増資を実施し、事業継続に必要な資金の確保、返済負担の軽減及び財務基盤の改善を図ることが、現時点における当社の状況に照らして合理的であると判断しております。

(ウ) 代替的な資金調達手段の制約及び本第三者割当の実現可能性

当社は、本資金調達の方法について、必要資金の規模、調達に要する期間、既存債務の返済負担、財務基盤への影響及び調達の実現可能性等を踏まえて検討いたしました。金融機関からの追加借入れについては、損失の継続、継続企業の前提に関する重要な不確実性並びに監査及び期中レビューの状況等を踏まえると、必要な規模の資金を必要な時期に確保することは困難であると考えております。また、借入れ又は社債発行による調達は、将来の返済又は償還に係る負担を増加させるため、既存債務の削減及び資本増強を通じて財務基盤の改善を図るという当社の課題に十分に対応するものではありません。

公募増資についても、当社の財務状況等を踏まえた引受証券会社の確保及び引受審査に要する期間等の制約があり、株主割当増資については、既存株主の皆様に追加の資金負担を求めることとなるほか、必要な引受額を確保できるか不確実であります。さらに、新株予約権の行使による資金調達については、株価動向や割当先の投資判断等に左右されるため、これのみによって当面の資金需要に対応することは困難であると考えております。

一方、ＤＥＳは、当社に対する既存の金銭債権を現物出資の対象として新株式を発行することにより、当該債務の返済に伴う資金流出を抑制しつつ、債務の削減及び自己資本の充実を図ることができる方法であります。当社のように、事業運営上の支払と既存債務の返済への対応が重なり、資金繰りに制約がある状況においては、対象債務を株式に転換することにより、確保した現金を事業継続に必要な支払に充てる余地が生じるものと考えております。ただし、ＤＥＳによって当社に新たな現金が払い込まれるものではないため、運転資金、ＤＥＳの対象とならない借入金の返済及び未払費用の精算に必要な現金については、別途確保

する必要があります。

以上を踏まえ、当社は、ＤＥＳによる既存債務の削減及び資本増強、金銭出資による新株式の発行を通じた現金の確保並びに新株予約権の発行及び行使による資金調達を組み合わせた本第三者割当が、当社の資金需要及び財務上の課題に対応するための現実的な方法であると判断しております。本第三者割当により、発行時点で対象債務の削減と金銭出資等による資金の確保を図り、その後の新株予約権の行使に応じて追加の資金を調達することで、返済負担の軽減と事業運営に必要な資金の確保を進めてまいります。なお、新株予約権の行使による調達額及び調達時期には不確実性があることから、発行時に確保する資金及びＤＥＳによる資金流出の抑制効果と、将来の権利行使による資金調達を区分して資金繰りを管理してまいります。発行条件の改善に向けた協議が長期化し、資金確保及び債務削減が遅延する場合に生じ得る事業継続への影響も勘案すると、本発行価額による本第三者割当増資を実施し、資金繰りの安定化及び財務基盤の改善を進めることには合理性があると判断しております。

＜独立した第三者算定機関による株式価値算定＞

当社は、本発行価額の決定及び有利発行該当性の検証に当たり、当社及び割当予定先のいずれからも独立し、本件に関して利害関係を有しない第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号　代表取締役：能勢　元）（以下「ＴＦＡ」又は「本第三者算定機関」といいます。）に対して、当社普通株式の理論株式価値に関する算定（以下「本算定」といいます。）を依頼いたしました。

本第三者算定機関は、(ア)市場株価法及び(イ)簿価純資産法の各算定手法を適用し、それぞれの手法により算出される１株当たりの理論株式価値について、以下のとおり算定しております。簿価純資産法は、当社が、(ア)前連結会計年度（2026 年３月期）において重要な連結営業損失、連結経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること、(イ)2027 年３月期中間連結会計期間においても引き続き重要な営業損失を計上していること、(ウ)継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況にあること、を踏まえ、貸借対照表上の資産・負債の帳簿価額に基づく純資産の観点からの算定を併用することが、当社の現時点における株式価値の合理性を担保する観点から適切であると本第三者算定機関が判断したことから、補完的な算定手法として採用されたものであります。なお、本算定にあたっては、(ア)市場株価法及び(イ)簿価純資産法に加えて、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（DCF 法）の適用も検討いたしましたが、本第三者算定機関からは、その算定根拠となる当社の 2027 年３月期予算（2028 年３月期を含む）において、全期間にわたって営業損失を見込んでいることを踏まえると、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（DCF 法）を採用する場合ゼロ価値となる旨の説明を受けております。

なお、当社の 2027 年３月期予算（2028 年３月期を含む）につきましては、本第三者割当増資による施策及びその効果を織り込んでおりません。

算定手法	算定結果（１株当たりの評価額）
市場株価法（基準日終値及び過去１か月、３か月、６か月の終値単純平均）	24 円　～　78 円

算定手法	算定結果（1株当たりの評価額）
簿価純資産法※	5.59円
DCF法	0円

※2026年9月末純資産から新株予約権・非支配株主持分を控除しています。

本発行価額（1株につき 15 円）は、本第三者算定機関による上記各算定結果のレンジ（DCF法を除く）である 5.59 円から 78 円（以下「本算定レンジ」といいます。）の範囲内です。当社取締役会は、本発行価額は、当社普通株式の市場株価から大幅にディスカウントした金額であるものの、本算定レンジの範囲内であり、また、以下に記載の各事情からも、合理性があるものと判断いたしました。

(ア) 本算定レンジのうち、簿価純資産法による算定結果は、本第三者算定機関の簿価純資産法の算定基準日（2026 年9月 30 日）における当社の財務状況を前提として算定されたものであるところ、本発行価額は当該算定結果を上回っていること

本第三者算定機関による株式価値算定書において、簿価純資産法による算定のために採用されている財務データは、2027年3月期第2四半期（2026年9月30日）時点を基準日とする当社の連結貸借対照表及び連結損益計算書に基づくものであります。当社は、本第三者算定機関による算定の客観性・専門性については十分に確保されているものと認識しており、当該算定結果自体について、その合理性を否定するものではありません。本第三者算定機関の算定基準日（2026年9月 30 日）の経過後、当社は、2026年 10 月1日以降の期間においても、引き続き重要な連結営業損失及び連結経常損失を計上しており、当社の財務状況は本算定基準日時点と比較して更に悪化している状況にあります。

したがいまして、本取締役会決議日（2026年11月20日）時点における当社の実態的な財務状況及び事業継続可能性は、本第三者算定機関の簿価純資産法の算定基準日時点における当社の財務状況を前提として算定された当該算定結果が反映する水準よりも、更に悪化しているものと当社は認識しております。

＜発行価額の決定について＞

当社は、本新株式の発行価額について、株式価値の算定結果及び各算定手法の前提に加え、当社の財務状況、資金調達の必要性及び緊急性並びに既存株主の皆様への影響を踏まえ、割当予定先との協議を行いました。当社は、継続企業の前提に関する重要な不確実性を抱え、2027 年3月期予算（2028 年3月期を含む）においても当該予算の対象期間中の営業損失を見込んでいることから、割当予定先においては、収益改善の実現可能性及び取得する株式を通じた資金回収の不確実性を慎重に検討する必要がありました。

一方、当社としては、資金確保及び債務削減を急ぐ必要がある状況においても、既存株主の皆様の利益に配慮し、当社の財務状況を踏まえた価格水準を確保することが重要であると考えました。このため、2026年9月末の連結純資産額から新株予約権及び非支配株主持分を控除して算出した、普通株主に帰属する1株当たり純資産額 5.59 円を、帳簿価額に基づく参考指標として協議に用い、当該水準を上回る発行価額での引受けを求めました。

その上で、金銭出資を行う割当予定先による新たな資金の供給及びＤＥＳの割当予定先による既存債権の株式への転換について、それぞれが負担するリスクと当社の財務改善効果を踏まえて協議を重ねた結果、上記１株当たり純資産額を約 168.3%上回る１株 15 円で妥結いたしました。

なお、上記の発行条件に至る具体的な協議・検討の経緯として、当社は、2026 年９月から各割当予定先との間で本第三者割当に関する交渉を開始いたしました。当社は、有利発行に該当しない条件での引受けの可能性について確認いたしましたが、各割当予定先からは、当該条件での引受けは困難である旨の回答を受けました。このため、当社において、第三者算定機関による株式価値の算定結果を踏まえ、引受けの実現可能性と既存株主の皆様の利益への配慮を両立する発行条件について検討いたしました。

当社は、本資金調達に向けて複数の引受先候補との面談及び交渉を重ねてまいりましたが、各候補先からは、当社の監査意見が意見不表明となっていることについて懸念が示されました。当社の状況を説明した上で引受けを依頼したものの、これらの候補先との間では合意に至りませんでした。一方、KANDB INVESTMENT L.L.C との間では、従前からの関係を踏まえ、どのような条件であれば引受けが可能となるかについて継続して協議を行いました。

当社は、市場株価を基準とした発行についても検討しましたが、同社からは、監査意見が意見不表明となっている状況下での投資には大きなリスクを伴うため、引受けには有利発行に該当する条件が必要であり、１株当たり純資産額に近い水準であれば引受けが可能である旨の回答を受けました。当社としては、他の投資家との交渉も検討しましたが、引受けを具体的に見込める候補先を確保できていないことに加え、必要資金の確保を急ぐ状況にあり、交渉に充てられる時間にも制約がありました。以上の事情を踏まえ、第三者算定機関による評価結果も勘案し、１株当たり純資産額 5.59 円を上回る 15 円を本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額とすることといたしました。

当社は、上場会社として、市場における投資家の取引を通じて形成される市場株価が、当社株式の価値を判断する上で重要な指標であると認識しており、市場株価法による１株当たり 24 円から 78 円という算定結果を軽視するものではありません。一方、当該算定結果は過去の一定期間における市場株価を基礎とするものであり、その価格水準で、当社が必要とする規模及び時期における新たな資金の供給や既存債権の株式化が実現できることを示すものではありません。実際に、各割当予定先から有利発行に該当しない条件での引受けは困難である旨の回答を受けたことから、市場株価との関係に加え、当社の財務状況及び引受けに伴うリスクを踏まえて、実行可能な発行条件を検討する必要があると判断いたしました。

当社グループは、2026 年３月期に営業損失 1,438 百万円及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス 1,104 百万円を計上し、2027 年３月期第１四半期連結累計期間においても営業損失 460 百万円を計上しております。さらに、同第２四半期連結累計期間においては、営業損失 1,191 百万円及び親会社株主に帰属する中間純損失 1,330 百万円を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローは 494 百万円のマイナスとなりました。また、2026 年９月 30 日現在の現金及び預金残高は 411 百万円となっております。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、2026 年３月期の監査意見及び 2027 年３月期第１四半期の期中レビューの結論が表明されていないことに加え、第２四半期においても損失及び営業活動に伴う資

金流出が継続しており、事業活動から得られる資金のみで、運転資金、既存借入金の返済及び未払費用の精算に必要な資金を安定的に確保することは困難な状況にあります。このため、資金調達が遅延した場合には、債務の履行や取引関係の維持に支障が生じ、事業継続及び企業価値に影響が及ぶおそれがあります。

また、当社が公表する2027年３月期（2026年４月１日から2027年３月31日まで）の通期業績見通しにおいても、営業損失を見込んでおります。また、将来の収益改善を実現するためには、その間の事業運営を支える資金の確保が必要となります。このように、将来の収益獲得には不確実性があり、収益改善に向けた取組みの実行自体も資金調達の成否に左右されることから、発行条件の検討に当たっては、将来の収益に対する期待に加え、現時点の財政状態に基づく指標を参照することが適切であると判断いたしました。

具体的には、2026年９月末の連結純資産額から新株予約権及び非支配株主持分を控除して算出した、簿価純資産法による１株当たり5.59円を参考水準として用いました。当該指標は、将来の利益成長や収益改善に関する仮定に直接依拠することなく、普通株主に帰属する帳簿上の純資産との関係から、提示する発行条件を検討できる点に意義があると考えております。ただし、当該算定結果は帳簿価額を基礎とするものであり、資産の換金価値や将来の株式価値を保証するものではありません。当社は、監査及び期中レビューの状況並びに算定基準日後の財政状態の変動にも留意し、当該算定結果を当社株式の唯一の適正価額と位置付けるのではなく、市場株価と併せて発行条件を検討するための参考指標として用いております。

以上を踏まえ、当社は、市場株価との関係を発行条件に反映しつつ、簿価純資産法による１株当たりの算定結果を下回らない価額を確保する方針の下、市場株価及び上記１株当たり純資産額を参考として、各割当予定先との協議を進めました。その結果、簿価純資産法による算定結果5.59円を約168.3%上回る１株当たり15円を本新株式の発行価額とすることで合意いたしました。

当社は、当該価額が簿価純資産法による算定結果を上回ることのみをもって、市場株価との大幅な乖離や希薄化に伴う既存株主の皆様への影響が解消されるものではないと認識しております。その上で、各割当予定先との協議結果、当社の資金繰り及び財務状況、金銭出資による現金の確保並びにＤＥＳによる債務削減及び資本増強の効果と、資金調達が遅延した場合に生じ得る事業継続への影響を総合的に勘案し、上記の参考水準を用いて交渉を行い、本発行条件により資金調達を実施することが、現時点における当社及び既存株主の皆様の利益に照らして合理的であると判断いたしました。

当該価額は市場株価に対してディスカウントとなるものの、当社としては、その影響及び本第三者割当に伴う希薄化を考慮した上で、普通株主に帰属する純資産額を基礎とした参考水準を上回る価額を確保しつつ、必要な現金の確保と既存債務の削減を実現する条件として、現時点における当社の状況に照らして合理的であると判断しております。

本発行価額は、簿価純資産法における算定基準日と本取締役会決議日との間における当社の財務状況の更なる悪化を踏まえると、簿価純資産法による算定結果よりも低い金額となる可能性もあったところ、市場株価法による算定結果を一定程度考慮した金額として割当予定先との間で合意したものであり、市場株価法による算定結果を下回る水準にあるものの当社の既存株主の利益に配慮した一定の合理性があるものと当社は判断しております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査等委員３名(うち社外監査等委員２名)全員から、本新株式の発行価額についてはＴＦＡは、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株式の発行については、割当予定先にとって有利発行に該当するものの、当社取締役会として、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、１株当たりの払込金額を15円とすることは、相当である旨の意見が述べられております。

なお、当社代表取締役である守田直貴及び取締役である吉川元宏は、本ＤＥＳの対象となる借入債務について連帯保証を行っており、本ＤＥＳの実施に伴い、その範囲で連帯保証債務が消滅することから、特別利害関係を有する取締役として、本ＤＥＳを含む本第三者割当に係る取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

Ｂ　本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるＴＦＡに依頼し、2026年11月19日に本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価 24 円（2026 年 11 月 19 日）、行使価額 15 円、当社株式の市場流動性、配当率（０％）、リスクフリーレート（1.995%）、ボラティリティ（80.31%）及び１日当たりの売却可能株式数（直近３年間にわたる発行会社普通株式の１日当たり平均売買出来高（1,357,883 株）の 10%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（３年間）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権１個の発行金額を371円（１株あたり 3.71 円）と算定いたしました。当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である371円（１株あたり 3.71 円）は妥当であると判断しております。

当該金額にて各割当予定先へ打診を行ったところ、各割当予定先から、発行価額と同額の払込は困難であり、ディスカウントの打診がありました。各割当予定先からのディスカウントの打診として、各割当予定先が拠出可能と見込む金額としては、本新株予約権の発行要項を用い、行使価額についてのみディスカウントを行わない（当社の株価と同額）とした場合の公正価値程度を想定しており当該価額程度（株価比率１～２％）であれば拠出可能である旨の打診をいただきました。

当社としても有利発行であるものの、当社の営業キャッシュ・フローが継続的に赤字でありながら、資金支援に応じていただいている状況に鑑み、行使価額のディスカウントを行わず当社の株価（2026 年 11 月 19 日）の終値 24 円とした場合の算定をＴＦＡが 2026 年 11 月 19 日付で実施したところ、１個当たり 33 円（株価比率 1.39%）※１となりました。当社は、当該算定結果及び割当予定先との協議を踏まえ、本新株予約権の発行価額を、割当予定先が拠出可能とする株価比率１～２％の範囲内である１個当たり 32 円といたしました。

※1：算定係数は以下となります。

当社の株価 24 円（2026 年 11 月 19 日）、行使価額 24 円、当社株式の市場流動性、配当率（０％）、リスクフリーレート（1.995％）、ボラティリティ（80.31％）及び１日当たりの売却可能株式数（直近３年間にわたる発行会社普通株式の１日当たり平均売買出来高（1,357,883 株）の 10％）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（３年間）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権１個の発行金額を 33 円（１株あたり 0.33 円）と算定いたしました。

本新株予約権の行使価額を本新株式の発行価額と同額の 15 円とした理由としては、各割当予定先より、ディスカウントの要望があり、当社としても、本新株式及び本新株予約権による資金調達を組み合わせることを踏まえ、当社取締役会で検討したところ、「A　本新株式」の発行価額と同様の 15 円を行使価額とすることで了承をいただきました。

なお、本新株予約権の行使価額（15 円）は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である 2026 年 11 月 19 日の当社普通株式の終値 24 円から 37.50％のディスカウント、当該直前営業日までの１か月間の終値単純平均株価 28.68 円から 47.70％のディスカウント、同３か月間の終値単純平均株価 44.30 円から 66.14％のディスカウント、同６か月間の終値単純平均株価 78.30 円から 80.84％のディスカウントとなっております。

当社といたしましては、割当先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるものと判断し、2026 年 12 月 14 日開催予定の当社臨時株主総会にて、株主の皆様の判断を仰ぐこととといたしました。本新株予約権の発行価額 32 円は、2026 年 11 月 19 日付で TFA が実施した行使価額を 15 円とした第三者評価機関の評価額 371 円に比べ、91.37％のディスカウントとなります。このため、本新株予約権の発行価額は第三者評価機関による評価額と大きくかい離しておりますが、前述いたしましたとおり、現時点で、本件増資による企業価値の向上及び再生が期待できること等に鑑みれば、本件増資は、最良な選択であるものと判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査等委員３名(うち社外監査等委員２名)全員から、第三者算定機関であるＴＦＡは、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額より低い 32 円を払込金額として決定しており、有利発行に該当する可能性があるが、当社の株主総会において特別決議による承認を得ることを条件としていることから異論がない旨の意見が述べられております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行による新規発行株式数 67,246,600 株（議決権数 672,466 個）及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 139,999,900 株（議決権数 1,399,999 個）を合算した総数は 207,246,500 株（議決権数 2,072,465 個）となり、2026 年９月 30 日時点の当社発行済株式総数 69,605,783 株及び議決権数 695,472 個を分母とする希薄化率は 297.74％（議

決権ベースの希薄化率は297.99%）に相当します。

そのため、本新株式及び本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当程度の希薄化が生じることになり、割当議決権数が総株主の議決権数の 25%以上となることから、本新株式及び本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。

しかし、当社といたしましては、本新株式、及び本新株予約権の発行及びその行使により資金を調達することは、当社の財務体質改善のための資本増強を行いつつ、当社の運転資金及び事業資金を確保することで、将来の業績の向上と経営基盤の安定化を図り、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

現在の株価が低迷している中で、当社が最低限の未払などを解消して正常な事業運営状態に戻すために必要な資金を調達するためには、本資金調達の通り約 298%の希薄化を伴う新株の発行が必要となっております。当社は、既存株主の皆様への影響を十分に認識しております。当社は、本資金調達を通じて未払金の精算及び資金繰りの安定化を進めることを、監査意見不表明の原因となっている事項の解消に向けた第一歩と位置付けております。これらの改善を着実に進め、適正意見を受領できる状況の実現を目指すことで、株主の皆様からの信頼回復につなげてまいります。なお、監査意見は、会計監査人が監査の結果に基づき判断するものであり、本資金調達の完了のみをもって適正意見の受領が確定するものではありません。

本第三者割当の実行時には、ＤＥＳにより 758.7 百万円の債務を削減するとともに、金銭出資による新株式の発行により約 250.0 百万円、本新株予約権の発行により約 44.8 百万円、合計約 294.8 百万円の現金を調達することを見込んでおります。ＤＥＳによる債務の資本への振替えと金銭出資による新株式の発行により、発行諸費用及び税効果等を考慮する前の自己資本の増加額は合計約 1,008.7 百万円となります。なお、ＤＥＳによる新たな現金の流入はありませんが、対象債務の返済に伴う資金流出を抑制する効果があります。

また、本新株予約権が全て行使された場合には、追加で約 2,100.0 百万円の現金調達及び資本増強が可能となります。当該資金を運転資金、借入金返済、未払費用の精算及び各事業に係る資金使途に充当することで、資金繰りの安定化と財務負担の軽減を図ります。ただし、新株予約権の行使時期及び行使額は確定していないことから、発行時点で確保する資金と将来の行使により調達する資金を区分して資金計画を策定しております。発行諸費用及び予定する支払を反映した結果、当該資金計画上、発行時に確保する資金は既に支払期日の属する 2026 年 12 月中に費消する見込みです。そのため、2027 年１月以降の資金需要には、本新株予約権の行使により調達する資金により対応する必要があり、本新株予約権が計画どおり行使された場合には 2029 年 12 月までの資金需要に対応することを見込んでおります。

財務負担の軽減については、ＤＥＳ及び調達資金による借入金返済により、支払利息及び遅延損害金の発生を抑制し、これらを実施しない場合と比較して、年間約 137 百万円の負担軽減を見込んでおります。また、未払費用の精算は、既に費用計上した債務を支払うものであり、精算自体によって営業利益が改善するものではありませんが、取引関係の維持及び事業運営の安定化に寄与するものと考えております。

収益面では、本第三者割当の実施のみで直ちに営業黒字化するものではなく、当社の 2027 年３月期予算（2028 年３月期を含む）においても当該予算の対象期間中は営業損失が継続す

る見通しであります。当社は、調達資金により事業運営に必要な資金を確保しながら、飲食事業における店舗運営の効率化及び費用管理、再生可能エネルギー事業における稼働・収益化の推進並びにメディカル事業の事業基盤の整備を進めることで、段階的な損失縮小を図る方針であります。

これらの取組みによる飲食事業の年間損益改善効果は、当社の2027年３月期予算（2028年３月期を含む）に基づき、以下のとおり見込んでおります。事業譲渡等により運営店舗が縮小することから、飲食事業の売上高は、2026年３月期の2,572百万円から、2028年３月期には305百万円へと、年間2,267百万円減少する見込みです。一方、営業損益は、2026年３月期の営業損失1,048百万円から、2028年３月期には営業損失426百万円へと、年間621百万円改善する見込みです。月次では、事業譲渡後の2026年12月以降、営業損失は月平均35百万円程度となり、2026年３月期の月平均87百万円から縮小する見込みです。なお、上記の金額は、飲食事業を営む当社及び連結子会社の合計であり、当社の本社管理費用を含んでおります。また、上記は現時点の見込みであり、実際の効果はこれと異なる可能性があります。

以上のとおり、本第三者割当は、発行時点での債務削減及び資本増強に加え、当面の資金需要への対応と、その後の収益改善に向けた取組みを支えることを目的としております。当社は、大規模な希薄化による既存株主の皆様への影響と、資金不足により事業継続及び企業価値に支障が生じるリスクを比較し、財務基盤の改善と段階的な損失縮小を進めることが、中長期的な企業価値の維持及び向上のために必要であると判断しております。

その上で、現時点までに縮小してきた事業構造を改めてベースとした再生計画を立案し、公表することといたします。

具体的には2027年３月期決算までに財務内容を最低限正常化し、2028年３月期決算において再生計画が実行されて収益改善に繋がるものと考えております。

なお、この再生計画については、本資金調達が2026年12月14日開催の臨時株主総会で株主の皆様に承認されることを前提としており、現在策定中となります。

承認され次第、速やかに公表することといたします。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

①abc株式会社

① 名称	abc株式会社
② 所在地	東京都港区赤坂四丁目９番17号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役　松田　元
④ 事業内容	金融サービス事業、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業、ヘルスケア事業、Web３事業　等
⑤ 資本金	1,813百万円（2026年８月31日現在）
⑥ 設立年月日	2002年１月８日
⑦ 発行済株式数	49,938,119株（2026年８月31日現在）
⑧ 決算期	８月
⑨ 従業員数	79名
⑩ 主要取引先	投資家及び発行体

⑪	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行
⑫	大株主及び持株比率	PHILLIP SECURITIES(HONG KONG) LIMITED 12.59% SEACASTLE SINGAPORE PTE. LTD. 6.85% 東京短資株式会社 2.15% 楽天証券株式会社 1.67% GCM ホールディングス株式会社 1.34% 大和証券株式会社 1.08% 木村　雄幸 0.78% 施　北斗 0.78% 片田　朋希 0.75% 堀内　泰司 0.61% (2026 年 2 月 28 日時点)
⑬	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は、abc 株式会社との 2026 年 3 月 30 日付「金銭消費貸借契約」に基づき 484,032,876 円、同年 5 月 13 日付「金銭消費貸借契約」に基づき 50,000,000 円、同年 7 月 31 日付「金銭消費貸借契約」に基づき 10,000,000 円及び同年 9 月 11 日付「金銭消費貸借契約」に基づき 19,000,000 円の借入があります。 ※金額は元本の記載となります。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑭ 最近 3 年間の経営成績及び財政状態(千円　ただし、1 株当たりの数値は円)

	2025 年 3 月期	2025 年 8 月期	2026 年 8 月期
純資産	2,795,390	4,430,463	1,090,344
総資産	7,785,459	9,031,927	5,061,544
1 株当たり純資産	101.41	148.00	6.59
売上高	3,311,839	1,109,625	2,603,446
営業利益	△2,616,876	△922,394	△3,088,380
経常利益	△3,400,725	781,288	△6,580,036
当期純利益	△ 4,411,879	526,527	△7,816,880
1 株当たり当期純利益	△ 337.58	18.99	△211.52
1 株当たり配当金	-	-	0.00

(注) 2025 年 6 月 30 日開催の第 24 回定時株主総会の決議により、決算期を 3 月 31 日から 8 月 31 日に変更したため、第 25 期は 2025 年 4 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日までの 5 か月間となっております。

②株式会社イメージワン

①	名称	株式会社イメージワン
②	所在地	東京都品川区大崎一丁目 6 番 3 号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長　川倉 歩
④	事業内容	ヘルスケアソリューション事業、地球環境ソリューション事業

⑤	資本金	1,373百万円（2026年9月30日現在）
⑥	設立年月日	1984年4月11日
⑦	発行済株式数	15,382,400株（2026年9月30日現在）
⑧	決算期	9月
⑨	従業員数	42名
⑩	主要取引先	一般法人
⑪	主要取引銀行	株式会社りそな銀行
⑫	大株主及び持株比率	abc株式会社 8.59% 楽天証券株式会社 4.82% 日本証券金融株式会社 3.14% 河合　マーロン 3.09% 株式会社ＳＢＩ証券 3.00% 内山　成児 2.65% ＭＴＭＣａｐｉｔａｌ株式会社 2.07% 株式会社ＦＤ 2.07% 星山　崇行 1.49% ＪＰＩＷ合同会社 1.33% （2025年9月30日現在）
⑬	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社の連結子会社である株式会社Kaihan Medicalは、株式会社イメージワンとの2026年6月30日付「金銭消費貸借契約」に基づき125,000,000円の借入があり、当社は当該契約に基づく同社の債務について連帯保証を行っております。 ※金額は元本の記載となります。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態(千円　ただし、1株当たりの数値は円)

	2024年9月期	2025年9月期	2026年9月期
純資産	735,537	717,698	655,918
総資産	1,569,233	1,392,535	1,409,562
1株当たり純資産	68.56	52.56	41.41
売上高	1,563,081	866,599	518,121
営業利益	△844,815	△410,383	△549,270
経常利益	△865,765	△447,838	△735,784
当期純利益	△889,625	△559,333	△622,233
1株当たり当期純利益	△82.92	△50.46	△43.15
1株当たり配当金	-	-	0.00

（注）1．2024年9月期及び2025年9月期は単体、2026年9月期は連結の数値です。
2．割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年11月13日現在におけるものです。

③Seacastle Singapore Pte. Ltd

①	名称	Seacastle Singapore Pte.Ltd.
②	本店の所在地	60 Paya Lebar Road ＃11-37 Paya Lebar Square Singapore 409051
③	代表者の役職・氏名	Director Tang Koon Heng
④	事業内容	海運管理業務及びファイナンス
⑤	資本金	50,000 シンガポールドル （6,150 千円） （注）円貨換算額は、1 シンガポールドル＝123 円として算出しております。
⑥	設立年月日	2006 年 11 月 9 日
⑦	発行済株式数	1,000,000 株
⑧	決算期	12 月
⑨	従業員数	５名
⑩	主要取引先	一般法人
⑪	主要取引銀行	DBS 銀行、OCBC 銀行
⑫	大株主及び持株比率	Tang Koon Heng 100%
⑬	当事会社間の関係	
	資本関係	同社は、2022 年 3 月 31 日時点において、当社普通株式 2,000,000 株（発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する所有割合 7.10%）を保有しておりましたが、現在同社の持株数はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は、同社から 2025 年 9 月 22 日に 300 百万円（年利 15%）、同年 11 月 7 日に 150 百万円（年利 12%）を運転資金又は再生可能エネルギー事業に関する設備費用として借り入れた実績があります。当該借入金については、2026 年 3 月 30 日に、元本、利息及び遅延損害金の弁済として 500 百万円を支払い、全額を返済しております。なお、当該支払額は、同日までの元本、利息及び遅延損害金の合計額（487 百万円）を 12 百万円上回っており、当該過払金については、同社との間で 2026 年 11 月 16 日付で合意書を締結し、同社が 2026 年 11 月 30 日までに当社に返還することを合意しております。本日現在、当社と同社との間に借入金の残高はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑭ 最近３年間の経営成績及び財政状態
（単位：千円。特記しているものを除く。1 シンガポールドルを 123 円にて換算。）

決算期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期
純資産	21,949	23,034	19,917
総資産	726,483	730,193	719,377
１株あたり純資産（円）	21.94	23.03	19.91
売上高	69,395	85,765	0
営業利益	2,975	1,085	△3,118
経常利益	△1,494	1,085	△3,118
親会社に帰属する当期純利益	△1,494	1,085	△3,118

1株あたり当期純利益（円）	△1.49	1.08	△3.11

（注）割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年11月13日現在におけるものです。

④KANDB INVESTMENT L.L.C

①	名称	KANDB INVESTMENT L.L.C
②	所在地	Office 103-157, AL MARARR 3, Al Mararr, Dubai, United Arab Emirates
③	代表者の役職・氏名	Manager, 畑瀬　匡甫
④	事業内容	投資事業
⑤	資本金	AED（エミラティディルハム）300,000（12,870千円） （注）円貨換算額は、2026年9月30日の為替レートを小数第3位で四捨五入した1AED＝42.90円として算出しております。
⑥	設立年月日	2024年10月24日
⑦	発行済株式数	100株
⑧	決算期	10月
⑨	従業員数	-名
⑩	主要取引先	投資事業のため該当事項はありません。
⑪	主要取引銀行	Emirates NBD
⑫	大株主及び持株比率	畑瀬 匡甫 100%
⑬	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は、同社の出資者兼Managerである畑瀬匡甫氏が代表取締役を務める株式会社HATASE HOLDINGSから、2026年6月30日付で78百万円を借り入れております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態(AED（エミラティディルハム）)

（注）円貨換算額は、2026年9月30日の為替レートを小数第3位で四捨五入した1AED＝42.90円として算出し、円未満を四捨五入しております。

	2025年12月期
純資産	△707,924（△30,369千円）
総資産	65,901,315（2,827,166千円）
1株当たり純資産	△7,079（△303,689円）
売上高	0
営業利益	△38,904（△1,668千円）
経常利益	△1,007,942（△43,240千円）
当期純利益	△1,007,942（△43,240千円）
1株当たり当期純利益	△10,079（△432,389円）
1株当たり配当金	-

（注）1．2025年12月期は、設立日である2024年10月24日から2025年12月31日までの期間となります。

２．割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026 年 11 月 13 日現在におけるものです。

（２）割当予定先を選定した理由

①abc 株式会社

abc 株式会社との経緯は、2026 年３月に、当社代表取締役の守田直貴が、同社の代表取締役である松田元氏に対して資金支援を打診したことを契機としております。その後、当社は同社との間で、2026 年３月 30 日付、同年５月 13 日付、同年７月 31 日付及び同年９月 11 日付の金銭消費貸借契約をそれぞれ締結し、借入れを行いました。当社は、既存借入金に係る返済負担を軽減するとともに、事業継続に必要な手元資金を確保し、財務基盤を改善することが必要であると判断しております。同社は、当社への融資を通じて当社の事業内容及び財務状況を把握する立場にあり、当社に対する貸付債権を有する既存債権者であることから、当該債権の株式化について具体的な協議を行うことが可能な相手先であると考えております。

また、本第三者割当により同社に対する債務を株式化することで、現金による返済に伴う資金流出を抑制しつつ、有利子負債を圧縮し、事業運営に必要な資金を確保することにつながります。当社は、これまでの融資取引を通じた関係及び同社が保有する貸付債権を活用した財務改善の効果を踏まえ、同社を割当予定先とすることが、債務の削減及び資金繰りの安定化を進める上で合理的であり、当社の財務基盤の改善に資するものと判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

②株式会社イメージワン

株式会社イメージワンとの経緯は、2026 年６月に、当社代表取締役の守田直貴が、同社の代表取締役である川倉歩氏に対して、当社グループへの資金支援を打診したことを契機としております。その後、2026 年６月 30 日付「金銭消費貸借契約」に基づき、同社から当社の連結子会社である株式会社 Kaihan Medical に対して 125,000,000 円の貸付けが行われ、当社は同契約に基づく株式会社 Kaihan Medical の債務について連帯保証を行っております。当社は、事業継続に必要な手元資金を確保しつつ、既存債務に係る支払負担を軽減する必要があると判断しております。同社は、上記の融資取引及び保証関係を通じて当社グループと資金関係を有する既存債権者であり、当社に対する連帯保証債権の株式化について具体的な協議を行うことが可能な相手先であると考えております。本第三者割当により当該保証債務を株式化することで、その履行に伴う資金流出を抑制し、事業運営に必要な資金を確保することにつながります。以上の取引関係及び株式化による効果を踏まえ、当社の資金繰りの安定化及び経営基盤の改善に資するものと判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

③Seacastle Singapore Pte. Ltd

Seacastle Singapore Pte. Ltd（以下、「Seacastle」といいます。）は、海運業及びファイナンス業を行っているシンガポールの会社です。これまで日本の上場企業への投資、

資金調達に寄与した実績があります。当社は、2026 年 10 月初旬に abc 株式会社の松田元氏の紹介により、同社の代表者である Tang Koon Heng 氏とのミーティングのセッティングを受け、当社代表取締役の守田直貴が、当社の財務状況、資金ニーズ、ファイナンスの必要性を説明いたしました。その後、同社より当社に対する新株式及び本新株予約権の引受について提案を受けました。当社といたしましては、当社の現状、資金調達の必要性、Seacastle の投資実績等を勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

④KANDB INVESTMENT L.L.C

KANDB INVESTMENT L.L.C（以下「KANDB」といいます。）は、アラブ首長国連邦ドバイ市において投資事業を行う法人であります。

当社取締役である吉川元宏は、2023 年７月、当時当社の株主であった畑瀬匡甫氏と面会したことを契機として、同氏と交流を有しております。

吉川元宏が代表取締役社長を務める株式会社 Birdman（東京証券取引所グロース市場、証券コード：7063）は、畑瀬氏が株主かつ Manager を務める KANDB を割当予定先として、2024 年 12 月５日付で新株予約権の発行を、2026 年３月５日付で新株式及び第９回新株予約権の発行を、それぞれ決議しております。いずれの案件も、吉川元宏が畑瀬氏に引受けの検討を依頼したことを契機とするものであり、KANDB は Birdman において第三者割当の引受実績を有しております。また、畑瀬氏が代表取締役を務める株式会社 HATASE HOLDINGS は、当社に対する貸付けを行っております（2026 年８月 31 日付適時開示「借入金の一部返済及び残額の返済期日延長に関するお知らせ」参照）。

当社は、2026 年５月、資金繰りの安定化及び財務基盤の改善に向けた資金調達の必要性を踏まえ、当社代表取締役である守田直貴及び取締役である吉川元宏が、畑瀬氏に対し、当社の事業内容、財務状況及び資金需要を説明した上で、本第三者割当の引受けの検討を依頼いたしました。その後、同年９月より KANDB（畑瀬氏）との間で本資金調達の目的及び投資条件について協議を開始した結果、同社を本第三者割当の割当予定先として検討するに至りました。

（３）割当予定先の保有方針

①abc 株式会社

abc 株式会社の保有方針に関しましては、基本的には純投資とのことであり、今回発行する本新株式について、その時期の株価や出来高次第で売却するか保有するかを判断するとの意向を当社代表取締役である守田直貴が同社の代表取締役である松田元氏より口頭で確認しております。なお、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨、当社代表取締役である守田直貴が同社の代表取締役である松田元氏より口頭で表明いただいております。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から２年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受け

た者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

②株式会社イメージワン

株式会社イメージワンの保有方針に関しましては、基本的には純投資とのことであり、今回発行する本新株式について、その時期の株価や出来高次第で売却するか保有するかを判断するとの意向を当社代表取締役である守田直貴が同社の代表取締役である川倉歩氏より口頭で確認しております。なお、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨、当社代表取締役である守田直貴が同社の代表取締役である川倉歩氏より口頭で表明いただいております。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から２年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

③Seacastle Singapore Pte. Ltd

Seacastle の保有方針に関しましては、基本的には純投資とのことであり、今回発行する本新株式及び本新株予約権を行使することにより取得する株式について、その時期の株価や出来高次第で売却するか保有するかを判断するとの意向を当社代表取締役である守田直貴が Seacastle の代表取締役である Tang 氏より口頭で確認しております。なお、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨、当社代表取締役である守田直貴が Seacastle の代表取締役である Tang 氏より口頭で表明いただいております。

割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を行う場合には、本割当契約に基づき、当社取締役会における承認を要するものとしております。割当予定先がかかる本新株予約権の譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から２年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

④KANDB INVESTMENT L.L.C

KANDB の保有方針に関しましては、基本的には純投資とのことであり、今回発行する本新株予約権を行使することにより取得する株式について、その時期の株価や出来高次第で売却するか保有するかを判断するとの意向を当社代表取締役である守田直貴が KANDB の Manager である畑瀬匡甫氏より口頭で確認しております。なお、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨、当社代表取締役である守田直貴が KANDB の Manager である畑瀬匡甫氏より口頭で表明いただいております。

割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を行う場合には、本割当契約に基づき、当社取締役会における承認を要するものとしております。割当予定先がかかる本新株予約権の譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株式及び本新株予約権の割当先である Seacastle 並びに本新株予約権の割当先である KANDB の資金の状況について確認いたしました。abc 株式会社及び株式会社イメージワンは、本第三者割当において金銭による払込みを伴わないＤＥＳの割当予定先であります。

①Seacastle Singapore Pte. Ltd

当社は、本第三者割当の引受けに係る払込資金について、割当予定先を名義とする銀行の預金口座明細の写し（2026 年９月 30 日時点）により、同日時点において、同社が円貨換算で合計約 223.8 百万円の預金残高を保有していることを確認しております。

本新株予約権の行使資金につきましては、割当予定先は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの資金を有しておりません。しかしながら、本新株予約権の行使については、本第三者割当により取得した本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明を代表取締役である Tang 氏より当社代表取締役である守田直貴が口頭にて確認しております。

②KANDB INVESTMENT L.L.C

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の残高証明（2026 年 10 月 30 日付）を取得し、同社が引き受ける第 10 回新株予約権の発行価額及び行使価額の総額を上回る金額が確保されていることを確認しております。

（５）割当予定先の実態

①abc 株式会社

当社は、割当予定先である abc 株式会社（東証スタンダード上場）が、2025 年 12 月 12 日付のコーポレートガバナンス報告書　Ⅳ内部統制システム等に関する事項　２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況において、「反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。また、新規取引先については、原則として日経テレコンを用いて情報収集を行い、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。」との記載を確認しております。また、当社は、割当予定先が「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部所を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを当社代表取締役である守田直貴が同社の代表取締役である松田元氏より口頭で確認しております。

②株式会社イメージワン

当社は、割当予定先である株式会社イメージワン（東証スタンダード上場）が、2025 年 12 月 26 日付のコーポレートガバナンス報告書　Ⅳ内部統制システム等に関する事項　２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況において、「当社は、反社会的勢力とのいかなる関係も排除し、一切の利益供与を行なわないこと」と基本方針の記載を確認しております。また、当社は、割当予定先が「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、上記の方針を「コンプライアンス指針」に明記し、全役職員に周知徹底を図るとともに、不測の事態に備え、警察や顧問弁護士などの外部専門機関と連携して対応する体制を整備する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを当社代表取締役である守田直貴が同社の代表取締役である川倉歩氏より口頭で確認しております。

③Seacastle Singapore Pte. Ltd

当社は、割当予定先並びに割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）（以下、「割当予定先等」といいます。）が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下、「暴力団等」といいます。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関であるリスクプロ株式会社(住所：東京都千代田区九段南二丁目３番 14 号、代表取締役　小板橋仁)から受領した報告書（2026 年 10 月 26 日付）にて確認しております。

当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、割当予定先等が、反社会的勢力との関係がないこと、また、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを

当該報告書並びに割当予定先等への訪問等により当社として確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

④KANDB INVESTMENT L.L.C

当社は、割当予定先である KANDB INVESTMENT L.L.C の役員又は主要株主（主な出資者）（以下、「割当予定先等」といいます。）が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下、「暴力団等」といいます。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関であるリスクプロ株式会社から受領した報告書（2026 年 10 月 26 日付）にて確認しております。

なお、割当予定先の代表者である畑瀬氏が役員を務めていた２社を被告とする訴訟が、ドバイの裁判所に提起されております。当社は、2026 年 11 月 11 日に臨時監査等委員会を開催し、当該訴訟を踏まえ、KANDB INVESTMENT L.L.C の割当予定先としての適格性について審議いたしました。同委員会は、提出資料による評価には限界があるものの、審議時点で入手可能な資料の範囲では、同社を割当予定先として明らかに不適格と判断すべき事情は認められないとして、監査等委員３名全員の一致により、同社の割当予定先としての適格性を認めました。また、同委員会は、同社に対して訴状の写し等の提出を引き続き求めるとともに、当該訴訟に関する重要な事実が判明した場合には速やかに同委員会に報告するよう、当社の執行部門に求めることといたしました。

当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、割当予定先等が、反社会的勢力との関係がないこと、また、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当該報告書並びに割当予定先等への訪問等により当社として確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

７．募集後の大株主及び持株比率

（1)本新株式発行後

募集前（2026年９月30日現在）		募集後	
吉川　元宏	14.37%	abc株式会社	30.40%
松村　康平	4.48%	Seacastle Singapore Pte. Ltd	12.18%
中川　龍太郎	4.06%	吉川　元宏	7.31%
河野　広勝	2.15%	株式会社イメージワン	6.56%

募集前（2026年９月30日現在）		募集後	
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	1.13%	松村　康平	2.28%
株式会社ＳＢＩ証券	0.63%	中川　龍太郎	2.06%
野村證券株式会社	0.59%	河野　広勝	1.10%
ＢＮＹＭ　ＳＡ／ＮＶ　ＦＯＲ　ＢＮＹＭ　ＦＯＲ　ＢＮＹ　ＧＣＭ　ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣＣＯＵＮＴＳ　Ｍ　ＬＳＣＢ　ＲＤ	0.43%	モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	0.57%
小林　正和	0.32%	株式会社ＳＢＩ証券	0.32%
下世古　拓也	0.30%	野村證券株式会社	0.30%

（注）１．募集前の大株主及び持株比率は、2026 年９月 30 日時点の株主名簿を基準としております。

２．持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

３．上記の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

８．今後の見通し

本第三者割当により調達した資金は、上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となることから、持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できるものと考えております。また、今回の資金調達による影響については未定でありますので、判明しだい速やかに公表いたします。

９．企業行動規範上の手続きに関する事項

今回の調達資金は、上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、当社の企業価値の向上及び事業の発展が期待できること等から資金調達は必要不可欠であると考えております。

本第三者割当以外の方法による資金調達手法のうち、当社は、前記「（２）資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり、他の資金調達方法について比較検討した結果、本第三者割当増資による資金調達が、現時点において当社にとって最適な方法であると判断しております。

また、本第三者割当増資は、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となることから、持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できることから、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

（１）　大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株式の発行による新規発行株式数 67,246,600 株（議決権数 672,466 個）及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 139,999,900 株（議決権数 1,399,999 個）を合算した総数は 207,246,500 株（議決権数 2,072,465 個）となり、2026 年９月 30

日時点の当社発行済株式総数 69,605,783 株及び議決権数 695,472 個を分母とする希薄化率は 297.74%（議決権ベースの希薄化率は 297.99%）に相当することから、このように、本第三者割当の実施により相当程度の希薄化が生じることになります。しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、前記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当により、当社の企業価値の向上及び事業の発展が期待できること等から、本第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

（２）大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、上記のとおり、本資金調達は、希薄化率が 25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の定めに基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。そこで、当社は、本臨時株主総会において、特別決議をもって本第三者割当について、株主の皆様の意思確認手続を行う予定です。

１０．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）　(千円)

	2024 年３月期	2025 年３月期	2026 年３月期
売上高	2,442,771	2,791,353	3,152,892
営業利益	△587,547	△462,211	△1,438,401
経常利益	△568,623	△504,468	△1,591,004
親会社株主に帰属する当期純利益	△712,567	△737,838	△5,135,249
１株当たり当期純利益（円）	△15.52	△14.26	△91.23
１株当たり配当金（円）	―	―	―
１株当たり純資産（円）	17.54	26.89	4.20

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	69,605,783 株	100.0%
現時点での転換価額（行使価額）における潜在株式数	59,401,700 株	85.3%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―

注：なお、上記の新株予約権は、いずれも当社が発行した第８回及び第９回新株予約権であり、2026 年 12 月 14 日に、その時点で残存する当該新株予約権の全部を取得し、同日付で消却いたします。

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
始値	295円	1,165円	844円
高値	1,406円	1,262円	903円
安値	248円	546円	318円
終値	1,195円	836円	348円

② 最近６か月間の状況

	2026年 ６月	７月	８月	９月	10月	11月
始値	159円	84円	86円	69円	45円	29円
高値	159円	145円	91円	71円	57円	33円
安値	53円	66円	66円	42円	27円	23円
終値	69円	90円	68円	46円	29円	24円

注：2026年11月の株価は2026年11月19日までの株価を表示しています。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年11月19日
始値	24円
高値	25円
安値	23円
終値	24円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当による新株の発行

払込期日	2025年６月10日
調達資金の額	999,954,900円（差引手取概算額：999,954,900円）
発行価額	１株につき721円
募集時における 発行済株式数	55,108,883株
当該募集における 発行済株式数	1,386,900株
募集後における 発行株式数	56,495,783株
割当先	FGA TRUST Limited
当初の資金使途	① 運転資金（人件費、地代家賃、仕入資金等）：35百万円 ② 借入金返済（資金使途：運転資金または再生可能エネルギー事業に関する設備費用として）：627 百万円 ③ 太陽光発電設備の取得を目的とした連結子会社である「KR ENERGY JAPAN 合同会社」及び「KRエナジー１号合同会社」への出資金：338百万円

支出予定時期	①2025年6月 ②2025年6月 ③2025年6月
資金使途変更後の 資金使途	①運転資金（人件費、地代家賃、仕入資金等）：35百万円 ②借入金返済（資金使途：運転資金又は再生可能エネルギー事業に関する設備費用）：323百万円 ③太陽光発電設備の取得を目的とした連結子会社への出資金：338百万円 ④蓄電池設備取得費：304百万円
資金使途変更後の 支出時期	①2025年7月～2027年7月 ②2025年6月～2026年3月 ③2025年6月～2026年8月 ④2025年7月～2027年5月
現時点における充当状況	①15百万円を充当済み ②286百万円を充当済み ③308百万円を充当済み ④267百万円を充当済み （実際の支出時期はいずれも2025年6月）

注：2025年6月24日付「資金使途の変更に関するお知らせ」ののち、2025年7月に上記のとおり支出時期を変更しておりました。

②第三者割当による第8回新株予約権の発行

払込期日	2025年6月10日
発行新株予約権数	83,217個（1個につき100株）
発行価額	総額96,698,154円 （新株予約権1個当たり1,162円）
発行時における 調達予定資金の額	6,096,643,854円 （差引手取概算額：6,066,893,854円） （内訳） 新株予約権発行分： 96,698,154円 新株予約権行使分：5,999,945,700円
割当先	FGA Trust Limited
募集時における 発行済株式数	55,108,883株
当該募集による潜在 株式数	8,321,700株
現時点における行使 状況	行使済株式数：420,000株 （残新株予約権数：79,017 個、行使価額：721円）
現時点における調達 した資金の額	399.1百万円

発行時における当初の資金使途	①運転資金（人件費、地代家賃、仕入資金等）：381百万円 ②太陽光発電設備の取得を目的とした連結子会社である「KR ENERGY JAPAN 合同会社」及び「KRエナジー1号合同会社」への出資金： 3,187百万円 ③水力発電設備の取得を目的とした連結子会社である「株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS」及び「NEPAL HYDRO POWER PLANT Pvt. Ltd」への貸付け：1,860百万円 ④飲食事業における新規出店資金：151百万円 ⑤連結子会社である「株式会社 Kaihan Medical」への貸付け：320百 万円 ⑥スポーツイベント事業に係る新規事業費用：167百万円
発行時における支出予定時期	① 2025年7月～2027年5月 ② 2025年6月～2026年3月 ③ 2025年6月～2026年9月 ④ 2025年7月～2027年5月 ⑤ 2025年6月～2025年8月 ⑥ 2025年6月～2027年5月
資金使途変更後の支出予定時期	①2025年7月～2027年7月 ②2025年6月～2026年3月 ③2025年6月～2026年8月 ④2025年7月～2027 年5月 ⑤2025 年6月～2025 年8月 ⑥2025年6月～2027年5月
現時点における充当状況	①運転資金：140百万円（2025年9月～2025年11月） ②太陽光発電設備取得に係る出資金：未充当 ③ネパール水力発電事業に係る貸付け：未充当 ④飲食事業における新規出店資金：未充当 ⑤株式会社 Kaihan Medical への貸付け：128 百万円（2025年6月～2025年9月） ⑥スポーツイベント事業費用：未充当 ⑦借入金返済：130百万円（2025年9月～2025年10月） なお、2025年10月 17日付「株式会社 Birdman との業務委託契約締結に関するお知らせ」に記載した費用約 86 百万円は、実際には手元資金を充当しております。

※ 2026年10月28日時点の調達額及び充当額となります。

※第8回新株予約権については、本第三者割当に伴う資金調達計画の見直しにより、2026 年12 月 14 日付で残存する未行使分の全部（2026 年 11 月 20 日現在 79,017 個）を取得し、2026 年 12 月 14 日付でその全部を消却いたします。取得価額は1個当たり 1,162 円（総額 91,817,754 円）とし、手元資金を原資として支払います。なお、取得日までに権利行使が行われた場合には、取得する新株予約権の数及び取得価額の総額は減少いたします。

③第三者割当による第9回新株予約権の発行

払込期日	2026年3月9日
発行新株予約権数	570,000個（1個につき100株）
発行価額	総額18,810,000円 （新株予約権1個当たり33円）
発行時における 調達予定資金の額	20,823,810,000円 （差引手取概算額：20,814,330,000円） （内訳） 新株予約権発行分： 18,810,000円 新株予約権行使分：20,805,000,000円
割当先	EVO FUND
募集時における 発行済株式数	56,775,783株
当該募集による潜在 株式数	57,000,000株
現時点における行使 状況	行使済株式数：5,500,000株 （残新株予約権数：515,000個）
現時点における調達 した資金の額	1,501百万円
発行時における当初 の資金使途	①本社債の償還：1,000百万円 ②飲食事業に関わる運転資金及び本社部門に係る運転資金（人件費、地代家賃、仕入資金等）：938百万円 ③太陽光発電設備の取得を目的とした連結子会社である「KR ENERGY JAPAN 合同会社」及び「KRエナジー1号合同会社」への出資金：2,935百万円 ④水力発電設備の取得を目的とした連結子会社である「株式会社 NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS」、「NEPAL HYDRO POWER PLANT Pvt. Ltd」及び「KS Hydropower Private Limited」への貸付け：6,220百万円 ⑤飲食事業における新規出店資金：1,000百万円 ⑥連結子会社である「株式会社 Kaihan Medical」への貸付け（目的：株式会社 Kaihan Medicalが展開するメディカル支援事業の成長加速及び事業基盤の拡大）：1,000百万円 ⑦M&A：1,000百万円 ⑧借入金返済：1,907百万円 ⑨太陽光発電設備の取得を目的とした連結子会社である「KR ENERGY JAPAN 合同会社」及び「KRエナジー1号合同会社」への出資金：4,814百万円

発行時における 支出予定時期	①2026年3月～2027年7月 ②2026年6月～2027年6月 ③2026年4月～2027年3月 ④2026年4月～2027年3月 ⑤2026年5月～2027年6月 ⑥2026年4月～2027年3月 ⑦2026年6月～2026年9月 ⑧2026年4月～2026年6月 ⑨2026年12月～2027年6月
現時点における充当状況	① 本社債の償還：750百万円（2026年3月～2026年7月） ② 飲食事業及び本社部門の運転資金：232 百万円（2026年5月～2026年6月） ③ 太陽光発電設備取得に係る出資金：48 百万円（2026年3月～2026年5月） ④ ネパール水力発電事業に係る貸付け：5百万円（2026年4月） ⑤ 飲食事業の新規出店資金：未充当 ⑥ 株式会社Kaihan Medicalへの貸付け：126百万円（2026年3月～2026年5月） ⑦ M&A：未充当 ⑧ 借入金返済：258百万円（2026年5月） ⑨ 太陽光発電設備取得に係る追加出資金：未充当 ⑩ 資金調達に係るファイナンシャル・アドバイザリー報酬：65百万円（2026年3月～2026年5月）

※2026年10月28日時点の調達額及び充当額となります。

（注）上記の資金使途、金額及び支出（予定）時期は、2026年11月13日付「(開示事項の訂正)「調達資金の資金使途及び支出時期の変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」に記載した訂正後の内容を反映しております。訂正の詳細については、当該適時開示をご参照ください。

※第9回新株予約権については、本第三者割当に伴う資金調達計画の見直しにより、2026年12月14日付で残存する未行使分の全部（2026年11月20日現在515,000個）を取得し、2026年12月14日付でその全部を消却いたします。取得価額は1個当たり33円（総額16,995,000円）とし、手元資金を原資として支払います。なお、取得日までに権利行使が行われた場合には、取得する新株予約権の数及び取得価額の総額は減少いたします。

Ⅱ．主要株主及び主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社の異動

1.異動が生じる経緯

前述のとおり、本第三者割当に伴い、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれます。

2.異動する株主の概要

（1）新たに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当することとなった株主の概要

①abc 株式会社

異動する株主の概要については、「Ⅰ．本第三者割当について ６．割当予定先の選定理由等（１）割当予定先の概要」をご参照ください。

（2）新たに主要株主に該当することとなった株主の概要

②Seacastle Singapore Pte. Ltd

異動する株主の概要については、「Ⅰ．本第三者割当について ６．割当予定先の選定理由等（１）割当予定先の概要」をご参照ください。

（3）主要株主に該当しないこととなる株主の概要

③吉川　元宏

１．氏名	吉川　元宏
２．住所	神奈川県横浜市青葉区

３．異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合

①abc 株式会社

	属性	議決権の数（所有株式数）	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前（2026 年 11 月 13 日）	―	―	―	―
異動後	主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社	416,000 個（41,600,000 株）	30.41%	第１位

②Seacastle Singapore Pte. Ltd

	属性	議決権の数（所有株式数）	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前（2026 年 11 月 13 日）	―	―	―	―
異動後	主要株主	166,666 個（16,666,600 株）	12.18%	第２位

③吉川　元宏

	属性	議決権の数（所有株式数）	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前（2026 年 11 月 18 日）	主要株主である筆頭株主	100,000 個（10,000,000 株）	14.38%	第１位
異動後	―	100,000 個（10,000,000 株）	7.31%	第３位

４．異動予定年月日

2026 年 12 月 15 日

５.開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

abc 株式会社は、当社のその他の関係会社となりますが、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますので、開示対象となる非上場の親会社等には該当しません。

６．今後の見通し

今後の見通しについては、前記「Ⅰ．本第三者割当について ８．今後の見通し」をご参照ください。

（別紙１）

株式会社海帆

募集株式の発行要項

１．募集株式の種類及び数	当社普通株式　50,580,000 株
２．払込金額	１株につき 15 円
３．払込金額の総額	758,700,000 円
４．出資の目的とする財産の内容及び価格	abc 株式会社が当社に対して有する金銭債権 624,000,000 円 株式会社イメージワンが当社に対して有する金銭債権 134,700,000 円
５．増加する資本金及び資本準備金の額	資本金　　金 379,350,000 円 資本準備金　金 379,350,000 円
６．申込日	2026 年 12 月 15 日
７．払込期日	2026 年 12 月 15 日
８．募集又は割当方法	第三者割当による
９．割当先及び割当株式数	abc 株式会社　　41,600,000 株 株式会社イメージワン　8,980,000 株
10．払込取扱場所	該当なし
11．その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

（別紙２）

株式会社海帆

募集株式の発行要項

１．募集株式の種類及び数	当社普通株式　16,666,600 株
２．払込金額	１株につき 15 円
３．払込金額の総額	249,999,000 円
４．増加する資本金及び資本準備金の額	資本金　　金 124,999,500 円 資本準備金　金 124,999,500 円
５．申込日	2026 年 12 月 15 日
６．払込期日	2026 年 12 月 15 日
７．募集又は割当方法	第三者割当による
８．割当先及び割当株式数	Seacastle Singapore Pte. Ltd　　16,666,600 株
９．払込取扱場所	株式会社あいち銀行　名古屋駅前支店
10．その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

(別紙３)

株式会社海帆
第 10 回新株予約権発行要項

１．新株予約権の名称　　株式会社海帆第 10 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
２．本新株予約権の払込金額の総額　金 44,799,968 円
３．申込期日　　2026 年 12 月 15 日
４．割当日及び払込期日　　2026 年 12 月 15 日
５．募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、以下に割り当てる。
Seacastle Singapore Pte. Ltd　　466,666 個
KANDB INVESTMENT L.L.C　　933,333 個
６．本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 139,999,900 株とする（本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第９項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
７．本新株予約権の総数　　1,399,999 個
８．各本新株予約権の払込金額　　本新株予約権１個につき金 32 円
９．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、金 15 円とする。
10. 行使価額の調整
(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{割当株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期について

は、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、１株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}\right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の東京証券取引

所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026 年 12 月 15 日から 2029 年 12 月 14 日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。) を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 14 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権１個につき本新株予約権１個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の 1 個当たりの株式数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。その後これを撤回することはできない。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が不備なく第 19 項の行使請求受付場所に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 行使請求受付場所

株式会社海帆　管理部

20. 払込取扱場所

株式会社あいち銀行　名古屋駅前支店

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 32 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、15 円とした。

22.株式の交付方法

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

23.その他

⑴ 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

⑵ 本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

⑶ 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、2026 年 12 月 14 日開催予定の当社臨時株主総会において募集株式及び新株予約権の発行に係る議案の承認が得られることを条件とする。

以上